

令和元年第 8 回

置戸町議会定例会会議録

令和元年 12 月 13 日開会

令和元年 12 月 16 日閉会

置戸町議会

令和元年第8回置戸町議会定例会（第1号）

令和元年12月13日（金曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 認定第 1号 〔決算審査特別委員会報告〕
平成30年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について
（決算審査特別委員会・令和元年第6回定例会付託）
- 日程第 4 認定第 2号 〔決算審査特別委員会報告〕
平成30年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
（決算審査特別委員会・令和元年第6回定例会付託）
- 日程第 5 認定第 3号 〔決算審査特別委員会報告〕
平成30年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
（決算審査特別委員会・令和元年第6回定例会付託）
- 日程第 6 認定第 4号 〔決算審査特別委員会報告〕
平成30年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
（決算審査特別委員会・令和元年第6回定例会付託）
- 日程第 7 認定第 5号 〔決算審査特別委員会報告〕
平成30年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
（決算審査特別委員会・令和元年第6回定例会付託）
- 日程第 8 認定第 6号 〔決算審査特別委員会報告〕
平成30年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
（決算審査特別委員会・令和元年第6回定例会付託）
- 日程第 9 認定第 7号 〔決算審査特別委員会報告〕
平成30年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
（決算審査特別委員会・令和元年第6回定例会付託）
- 日程第 10 議案第78号 第6次置戸町総合計画について
- 日程第 11 議案第62号 置戸町附属機関設置条例の制定について
- 日程第 12 議案第63号 置戸町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を

改正する条例

- 日程第 13 議案第 64号 置戸町情報公開条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議案第 65号 置戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第 15 議案第 66号 置戸町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 16 議案第 67号 置戸町特定優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例
- 日程第 17 議案第 68号 置戸町交通安全指導員設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 18 議案第 69号 置戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第 19 議案第 70号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第 20 議案第 71号 置戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 21 議案第 72号 オホーツク町村公平委員会規約の変更について
- 日程第 22 議案第 73号 令和元年度置戸町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 23 議案第 74号 令和元年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 24 議案第 75号 令和元年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 25 議案第 76号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 26 議案第 77号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 27 同意第 5号 置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 28 選挙第 4号 置戸町選挙管理委員会委員の選挙について
- 日程第 29 選挙第 5号 置戸町選挙管理委員会補充員の選挙について
- 日程第 30 報告第 8号 財政的援助団体の監査結果報告について
- 日程第 31 報告第 9号 定期監査の結果報告について
- 日程第 32 報告第 10号 例月出納検査の結果報告について
- 日程第 33 総務常任委員会の所管事務調査報告について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 認定第 1号 〔決算審査特別委員会報告〕
平成30年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員会・令和元年第6回定例会付託)
- 日程第 4 認定第 2号 〔決算審査特別委員会報告〕
平成30年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員会・令和元年第6回定例会付託)
- 日程第 5 認定第 3号 〔決算審査特別委員会報告〕

- 平成30年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員会・令和元年第6回定例会付託)
- 日程第 6 認定第 4号 [決算審査特別委員会報告]
平成30年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員会・令和元年第6回定例会付託)
- 日程第 7 認定第 5号 [決算審査特別委員会報告]
平成30年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員会・令和元年第6回定例会付託)
- 日程第 8 認定第 6号 [決算審査特別委員会報告]
平成30年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員会・令和元年第6回定例会付託)
- 日程第 9 認定第 7号 [決算審査特別委員会報告]
平成30年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員会・令和元年第6回定例会付託)
- 日程第10 議案第78号 第6次置戸町総合計画について
- 日程第11 議案第62号 置戸町附属機関設置条例の制定について
- 日程第12 議案第63号 置戸町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第64号 置戸町情報公開条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第65号 置戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第66号 置戸町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第67号 置戸町特定優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第68号 置戸町交通安全指導員設置条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第69号 置戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第19 議案第70号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第20 議案第71号 置戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第72号 オホーツク町村公平委員会規約の変更について
- 日程第22 議案第73号 令和元年度置戸町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第23 議案第74号 令和元年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第24 議案第75号 令和元年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第4号)
- 日程第25 議案第76号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第26 議案第77号 工事請負変更契約の締結について

- 日程第27 同意第 5号 置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任について
 日程第28 選挙第 4号 置戸町選挙管理委員会委員の選挙について
 日程第29 選挙第 5号 置戸町選挙管理委員会補充員の選挙について
 日程第30 報告第 8号 財政的援助団体の監査結果報告について
 日程第31 報告第 9号 定期監査の結果報告について
 日程第32 報告第10号 例月出納検査の結果報告について
 日程第33 総務常任委員会の所管事務調査報告について

○出席議員（8名）

- | | | | | | |
|----|------|----|----|------|----|
| 1番 | 石井伸二 | 議員 | 2番 | 小林満 | 議員 |
| 3番 | 阿部光久 | 議員 | 4番 | 佐藤勇治 | 議員 |
| 5番 | 澁谷恒壹 | 議員 | 6番 | 高谷勲 | 議員 |
| 7番 | 嘉藤均 | 議員 | 8番 | 岩藤孝一 | 議員 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

- | | | | |
|---------|-------|------------|------|
| 町長 | 井上久男 | 副町長 | 和田薫 |
| 会計管理者 | 遠藤薫 | まちづくり推進室長 | 坂森誠二 |
| 総務課長 | 深川正美 | 総務課参与 | 福手一久 |
| 町民生活課長 | 渡邊登美子 | 産業振興課長 | 蓑島賢治 |
| 施設整備課長 | 大戸基史 | 地域福祉センター所長 | 須貝智晴 |
| 総務課総務係長 | 芳賀真由美 | 総務課財政係長 | 湊美保 |

〈教育委員会部局〉

- | | | | |
|--------|----------|--------|------|
| 教育長 | 平野毅 | 学校教育課長 | 石森実 |
| 社会教育課長 | 五十嵐勝昭 | 森林工芸館長 | 岡部信一 |
| 図書館長 | 五十嵐勝昭(兼) | | |

〈農業委員会部局〉

- 事務局長 蓑島賢治(兼)

〈選挙管理委員会部局〉

- 事務局長 深川正美(兼)

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本 間 靖 洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長 鈴 木 伸 哉

臨時事務職員 中 田 美 紀

議事係長 今 西 美 紀 子

◎開会宣言

○岩藤議長 ただいまから、令和元年第8回置戸町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○岩藤議長 これから、本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○岩藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって1番 石井伸二議員及び2番 小林満議員を指名します。

◎諸般の報告

○岩藤議長 これから諸般の報告をします。

総務常任委員会委員長から、所管事務調査にかかる委員の派遣の申出があり、置戸町議会規則第72条の規定により委員を派遣しましたので報告いたします。

その他の事項は事務局長から報告させます。

事務局長。

○鈴木事務局長 今期定例会に町長から提出された議案は、次のとおりです。

- ・ 議案第62号から議案第78号。
- ・ 同意第5号。

今期定例会までに受理した監査委員からの報告は、次のとおりです。

- ・ 報告第8号から報告第10号。

今期定例会に議会から提出された事件は、次のとおりです。

- ・ 選挙第4号及び選挙第5号。
- ・ 決算審査特別委員会審査報告書。
- ・ 総務常任委員会所管事務調査報告書。

今期定例会に議案等説明のため出席を求めた者及び委任を受けて出席する者は、お手元に配付した名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○岩藤議長 次に、一部事務組合の会議について、組合議員から報告を行います。

北見地区消防組合議会 4番 佐藤勇治議員。

○4番 佐藤議員〔登壇〕 去る、令和元年10月30日招集の第1回定例北見地区消防組合議会の結果について報告いたします。

初めに、会議録署名議員の指名を行い、会期を10月30日の1日間と決定しました。

次に、本会議に提案された議件は、8件であります。

初めに、議案第1号「令和元年度北見地区消防組合一般会計補正予算について」は、歳入歳出それぞれ416万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を29億6,908万8,000円とするもので、置戸町関係分については、北海道市町村総合事務組合からの消防団員退職報償金を財源に、消防団員4名の退職報償金284万5,000円を計上いたしましたものであります。

次に、議案第2号「北見地区消防組合消防団条例の一部を改正する条例について」は、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、地方公務員法の一部が改正されたことによるものであります。

議案第3号「北見地区消防組合職員の勤務条件及び服務に関する条例等の一部を改正する条例について」は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、新設されました会計年度任用職員制度の導入に伴い、関連する条例を一括して改正するものであります。

議案第4号「北見地区消防組合職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について」は、学校教育法の一部改正により、参照する条項の変更に伴う改正のほか、文言整理等、所要の改正を行うものです。

議案第5号「北見地区消防組合職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例について」は、国の制度に合わせ、再度の延長を可能とする改正であります。

議案第6号「財産の取得価格の変更について」は、救助工作車1台の財産取得について、消費税法の一部改正により、契約金額の変更が生じたため、変更契約をすべく提案されたものであります。

認定第1号「平成30年度北見地区消防組合一般会計歳入歳出決算について」は、平成30年度主要施策の成果として、消防署南出張所配備の、水槽付消防ポンプ自動車及びフォークリフトの更新、消火栓2基を北見自治区と端野自治区に整備されました。

消防庁舎建設事業費では、消防本部・消防署・統合詰所移転改築整備事業費の最終工事である、外構工事を行い、消防庁舎建設事業のすべてを完了したものであります。

次に、報告第1号「損害賠償の額を定め和解にかかわる専決処分について」は、昨年11月、防火対象物の立ち入り検査の際、誤った行政指導をおこなったことから、相手側に損害を与えたもので、和解及び賠償について合意されたことから、地方自治法施行令の規定による報告であります。

以上、辻管理者及び水戸消防長より提案理由の説明がなされました。

その後、通告のありました、余湖龍三議員より「支署職員の休日出勤体制と通信指令員の災害場所への誘導について」の一般質問1件があり消防長からの答弁の後、議案第1号から報告第1号までに対する質疑、討論を行い、原案のとおり可決・認定・承認されました。

なお、審議の内容につきましては、配付の資料のとおりであります。

以上、北見地区消防組合議会の結果報告といたします。

令和元年12月13日、報告者、佐藤勇治。

○岩藤議長 これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 会期の決定

○岩藤議長 日程第2 会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から12月17日までの5日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月17日までの5日間に決定しました。

◎日程第 3 認定第 1号 平成30年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから

◎日程第 9 認定第 7号 平成30年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまで

————— 7件 一括議題 —————

○岩藤議長 日程第3 認定第1号 平成30年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第9 認定第7号 平成30年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件を一括議題とします。

本案は、令和元年第6回置戸町議会定例会に提案され、置戸町議会会議規則第38条第1項により、決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査のものであります。

委員長の報告を求めます。

1番 石井伸二決算審査特別委員会委員長。

○1番 石井議員〔登壇〕 決算審査についてご報告申し上げます。

令和元年9月11日、第6回町議会定例会におきまして付託を受けた認定第1号 平成30年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第7号 平成30年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件の審査結果を報告します。

決算審査特別委員会は、9月12日に第1回の会議を開催し、正副委員長の互選と委員席の指定を行いました。審査のための特別委員会は、11月18日から22日までの内4日間開催し、予算執行に関わる各関係書類、諸帳簿等进行检查し、予算の適正な執行と行政効果に視点を置き、詳細かつ慎重に審査を行い、更に関係課長の出席を求めて、疑問点などのヒヤリングを行いました。審査及び質疑の詳細の内容については省略しますが、お手元の審査報告書のとおり、いずれも認定すべきものと全員一致で決定いたしました。

それでは、決算審査特別委員会の審査意見を口頭で申し上げます。

国の平成30年度の地方財政計画は、極めて厳しい地方財政の現状を踏まえながら、一般財源総額においては、前年度を400億円上回る62.1兆円が確保されました。また、歳出においては、自主性・主体性を最大限に発揮して、地域の実情に応じた施策を可能とするため、まち・ひと・しごと創生事業費が引き続き1兆円確保されました。これらを受け本町においては、橋梁長寿命化修繕工事、境野公民館改築事業、簡易水道再編工事など大型事業が執行されました。平成30年度一般会計の歳出決算では、45億1,485万円で、前年度に比べて2億7,934万円の増額となりました。実質収支においては1億5,083万円の黒字となり、実質公債費率は、7.1%と前年度より0.5%増加した決算となっております。

審査の意見として、最初に地方交付税を中心とした国や北海道からの財源は、町歳入全体の78%を占めていますが、今後、減額交付が予想されることから、自主財源確保の観点から、引き続き税等の完納徴収に努力されたいと考えます。

次に、全国に誇れる置戸パークゴルフ場ですが、その年間維持費も相当な額となっております。今後も委託費等の上昇も考えられることから、費用対効果の観点から、現在、無料となっている75歳以上の利用料について検討いただきたいと思います。

次に、スクールバス等の運行についてですが、乗車率をもとにした車種の選定やルート設定など効率的な運行に努力されたいと思います。

最後に、銀河線跡地を始めとした、町有地や町有財産は、町民全員の貴重な資産でありますので、その有効活用について努力をお願いしたいと思います。

以上が、決算審査特別委員会の審査意見になります。

今後、各種事業での借入償還が始まることにより、財政の硬直化が懸念されますが、引き続き行財政改革による歳出の見直しや事業の選択と集約を図りながら、財政健全化に向けた努力を望みつつ、置戸町のより良い将来を期待して委員長報告といたします。

○岩藤議長 これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は議案の順序で行います。

まず、認定第1号 平成30年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次に移ります。

認定第2号 平成30年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次に移ります。

認定第3号 平成30年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次に移ります。

認定第4号 平成30年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次に移ります。

認定第5号 平成30年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次に移ります。

認定第6号 平成30年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次に移ります。

認定第7号 平成30年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 質疑なしと認めます。

全体を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第1号 平成30年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第7号 平成30年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件を一括して採決します。

認定第1号から認定第7号までに対する委員長の報告は、お手元に配付の審査報告書の通り、いずれも認定とするものです。

認定第1号から認定第7号までの7件については、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、認定第1号 平成30年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第7号 平成30年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件については、いずれも認定することに決定しました。

◎日程第10 議案第78号 第6次置戸町総合計画について

○岩藤議長 日程第10 議案第78号 第6次置戸町総合計画についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長〔自席〕 ただいま議題となりました議案第78号は、第6次置戸町総合計画についてでございます。議案の内容につきましては、まちづくり推進室長よりご説明を申し上げます。

○岩藤議長 まちづくり推進室長。

○坂森まちづくり推進室長 議案第78号 第6次置戸町総合計画について説明いたします。

議案第78号 第6次置戸町総合計画について。

置戸町まちづくり基本条例第25条第2項の規定に基づき、置戸町民憲章に掲げる明るく、豊かな、

住みよいまちづくりを計画的、効率的、総合的な行政運営により進めるため、第6次置戸町総合計画を別紙のとおり定めるものとする。

今回提案いたしました、第6次置戸町総合計画の内容についてご説明いたします。

第5次置戸町総合計画までは、地方自治法に基づき策定されておりましたが、平成23年の法改正によりその策定義務が廃止されたため、本計画は、置戸町まちづくり基本条例第25条の規定に基づき策定される初めての総合計画となります。

内容のご説明の前に、本計画の策定経過について申し上げます。

策定作業にあたっては、まちづくり基本条例の理念のもと、町民の皆様と町職員が一緒になって進めてまいりました。昨年8月に実施いたしました町民アンケートや各地区の地域懇談会、5つのテーマによる関係団体とのテーマ別懇談会、町内小学生を対象にしたこどもワークショップ等を通じて、町民の皆様のご意見を聞かせていただきました。また、株式会社クリエイティブオフィスキュー代表取締役の伊藤亜由美氏を講師に招いて開催いたしました、まちづくりセミナーでは、今後の町の活性化についての手法を学びました。

役場内部におきましては、計画策定作業部会を6回開催し、第5次置戸町総合計画の反省評価と第6次置戸町総合計画策定に向けての課題整備作業を行い、また、副町長を幹事長といたしまして、課長職で構成をする幹事会も8回開催し、内容の検討を重ねてまいりました。昨年6月に10名で構成する総合計画審議会が発足し、以降15回にわたる審議を重ねていただきましたが、この間、地域懇談会等も含め精力的にご出席いただくなど、毎回、長時間にわたり議論をいただき、計画に反映すべく活動をしていただきました。本年、12月3日に審議会を代表して、会長の小野垣裕樹さんより計画の答申をいただいたところでございます。町といたしましては、内容を十分に検討した結果、10年間のまちづくりの計画としてふさわしい内容であるという判断をいたし、答申案を調整することなく第6次の置戸町総合計画として本日提案をさせていただいたところでございます。

それでは、計画書の内容についてご説明をいたしますので、別冊の計画書の目次をお開きください。

初めに、本計画書の構成でございますが、序論では、計画策定の趣旨と位置づけ、まちを取り巻く状況について記載しております。基本構想では、まちの目指す姿と目標人口を掲げ、まちづくりの5つの基本目標を記載しております。この5つの基本目標が基本計画の柱となり、施策の項目ごとに、現状と課題、施策の概要、基本施策を示しております。

それでは、計画書の2ページをお開きください。

序論第1章では、策定の趣旨と計画の位置づけ、計画の構成と期間について記載しております。この計画が置戸町民憲章を基本理念とし、まちづくり基本条例や今後策定を進めます、まち・ひと・しごと創生総合戦略、各分野の個別計画との整合性を図りながら進められていくことを書いております。

次のページにお進みください。4ページ、5ページでございますが、この計画が基本構想、基本計画、実施計画で構成されることについて記載しております。5ページ、第2章では、本町の特性や沿革。

次のページをお開きください。6ページ、7ページでございます。以降、ここからは人口の推移、また、社会全体の状況等について記載しております。

それでは、12ページをお開きください。この12ページからは、町民アンケート等の結果について主な回答状況を記載しております。

続いて、基本構想についてご説明をいたしますので、22ページをお開きください。

基本構想第1章では、まちの将来像を「笑顔と夢を未来につなぐまちおけと」とし、10年後の本町の目標人口として日本全体が人口減少傾向の中で本町においても人口減少は避けられない状況から、本計画の推進をもって2,500人とどめたいという設定をいたしました。

次のページ、24ページ、25ページをお開き願います。

この第2章では、まちづくりの5つの基本目標を示しております。基本目標1、健康で安心して暮らせるまちづくりでは、福祉や医療、健康についての進め方を。基本目標2、にぎわいと活気あふれる産業のまちづくりでは、産業振興について掲げております。本計画からは、オケクラフトについては産業分野で記載をしております。基本目標3、ふるさとへの愛着と誇りを育むまちづくりでは、生涯学習や教育関係についてのあるべき姿を。基本目標4、快適で安全な暮らしを支えるまちづくりでは、快適な生活環境の形成を図る方策について。

次のページにお進みください。基本目標5、未来に向けた持続可能なまちづくりでは、コミュニティ活動や住民参画によるまちづくり等を掲げております。

以上、27ページの施策の体系を表すとおり、これら5つの基本目標に掲げる施策を着実に推進していくことで、笑顔と夢を未来につなぐまちおけとの実現を目指すことといたしております。

30ページをお開きください。

この基本計画、このページ以降につきましては、基本計画として先に掲げた5つの基本目標を柱として施策の概要と基本施策を明らかにしています。また、枠内には、本計画の主な取組内容について記載をしております。これらの取組みについて、どの時期にどのような内容で実施するかについては、現在、策定中の実施計画で明らかにしてまいります。以降の基本計画の内容説明につきましては、膨大な量でもございますので省略をさせていただきますが、それぞれ同じく令和2年度から進めます事業について、体系づけて分かりやすく取り組む内容について記載をしております。

それでは、本議案にお戻りください。

最後になりますが、本計画を支えるための財源対策でございますけれども、歳入で大きなウエイトを占める、地方交付税も時々の政局によって増減するなど不透明でございます。また、今現在、過疎地域における命綱とも言える過疎地域自立促進特別措置法、いわゆる過疎債についても議論が行われたところでございますけれども、策定中の実施計画と合わせながら、財政計画についても整理して参りたいと考えております。

以上、本計画策定の経過と基本構想、基本計画の内容と合わせまして提案理由の説明とさせていただきます。

○岩藤議長 これ、議案第78号の提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第78号については、置戸町議会委員会条例第4条の規定により、7人の委員をもって構成する総合計画審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は、7人の委員をもって構成する、総合計画審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

○岩藤議長 お諮りします。

ただいま設置されました総合計画審査特別委員会の委員の選任については、置戸町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長を除く7人の議員全員を指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、総合計画審査特別委員会の委員は、ただいま指名いたしましたとおり、議長を除く7人の議員全員を選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました総合計画審査特別委員会委員に申し上げます。本日の会議終了後、議員控室において、第1回総合計画審査特別委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行うよう、置戸町議会委員会条例第8条第1項の規定により口頭を持って通知します。

◎日程第11 議案第62号 置戸町附属機関設置条例の制定についてから

◎日程第26 議案第77号 工事請負変更契約の締結についてまで

————— 16件 一括議題 —————

○岩藤議長 日程第11 議案第62号 置戸町附属機関設置条例の制定についてから日程第26 議案第77号 工事請負変更契約の締結についてまでの16件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長〔自席〕 ただいま議題となりました議案第62号は、置戸町附属機関設置条例の制定についてであります。議案の内容につきましては、総務課長よりご説明を申し上げます。また、議案第77号は、工事請負変更契約の締結についてでございます。議案の内容については、総務課長よりご説明を申し上げます。なお、この間の議案につきましては、総務課長を中心にして担当課長よりご説明を申し上げます。

〈議案第62号 置戸町附属機関設置条例の制定について〉

○岩藤議長 まず、議案第62号 置戸町附属機関設置条例の制定について。

総務課長。

○深川総務課長 議案第62号 置戸町附属機関設置条例の制定について説明いたします。

置戸町附属機関設置条例を次のとおり制定する。

議案第62号の説明に入ります前に、今回の一連の条例制定及び改正に至る背景について説明いたします。

平成29年5月の地方公務員法及び地方自治法改正がなされ、令和2年4月1日施行に対応するため、今回、本62号議案及び後程説明の議案第69号の2件の条例制定。議案第63号から68号までは、非常勤特別職に係る関連条例の改正。また、議案第69号は、従来の臨時職員改正後、会計年度任用職員制度創設に係る新設条例の制定でございます。70号は、それに伴う関連10条例の一括改正の整備条例。71号は、関連改正及び育児休業法の改正による臨時職員、会計年度任用職員への適用のための改正を行うものでございます。

まず、今回の法改正は、地方の厳しい財政事情が続く中で多様化する行政事務に対応するため、各自治体では、公務員数が減少する一方で、臨時職員または非常勤職員が年々増加し、その職員は重要な行政事務の担い手となっている現状となっております。しかしながら一方では、制度の趣旨にそぐわない任用や雇用が行われている現状から、適正な任用、勤務条件の確保が求められていることから、地方公務員法及び地方自治法の改正がなされたものであります。

主な改正の内容は、次の2点でございます。1つ目として、非常勤特別職。本町で言えば、表彰審議会委員はじめ、現在、本町では条例や規則等で65職種の委員や嘱託職員であります。法に基づく設置か、または独自条例に基づくものか、厳格化が図られたとともに、また、その業務の労働制の有無により、適切かどうか判断し、新設の会計年度任用職員へ移行する職種との区分を図る必要が生じました。2つ目には、その非常勤特別職から移行した職員及び従来の本町で言いますと、作業員と就業規則により雇用している常用作業員から臨時作業員までの、本町、臨時職員を新設、会計年度任用職員として、その任用の明確化、雇用条件の適正化を図ることを定めるものでございます。これにより自治体が任命もしくは委嘱する非常勤特別職の各委員は、議員や教育委員、農業委員等の法に基づく職種以外は、すべて町の条例に根拠を持たなければならないことから、現在、本町では条例を持たず、規則及び要綱等で定めている委員の明確化を図るため、条例明記がない委員を本議案第62号、附属機関の設置を行い、それらの委員の任命、委嘱根拠を示すものでございます。

62号議案に入ります。

第1条では、本条例の制定目的規定で改正地方自治法により定めることを明記しており、次ページの別表1では、町長部局では、介護保険事業計画策定等委員会、以下4機関に、教育委員会部局では、教育支援委員会、以下2機関の計8機関を本町の附属機関と定め、お戻りください。第2条第1項により、それぞれの委員会の名称及び所掌事務。第2項には、別表に定める機関以外の臨時的附属機関設置が可能となる条項を。第3条では、必要事項は、それぞれ執行機関への委任事項を明記してございます。

なお、別表に記載のそれぞれ附属機関の名称及び所掌事務につきましては、後程ご参照ください。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上で、議案第62号の説明を終わります。

〈議案第63号 置戸町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に、議案第63号 置戸町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

総務課長。

○深川総務課長 議案第63号 置戸町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

置戸町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、別冊の議案第63号説明資料、置戸町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表で説明いたしますので、そちらをお開きください。

第5条3項、公民館主事は、非常勤特別職から会計年度任用職員に移行となるため削除。第4項第5項では、すでに廃止されている駐在員及び老人家庭奉仕員または心身障害者家庭奉仕員について削除する条項でございます。なお、第5項は全文削除となるため6項の繰り上げといたしております。別表第1は報酬額、別表第2は費用弁償額であります。今回の一連の改正に合わせまして、例規順、分野別に並べ替えを行うとともに、先程説明いたしました老人家庭奉仕員や老人ホーム嘱託医など、すでに実態がない職種、さらに先程説明の公民館主事のように、会計年度任用職員に移行する職種を削除いたしました。また、議案第62号で説明いたしました附属機関といたしました各種職種の追加を行い、名称の整理を行ったものでございます。報酬支給対象職種は49職種、費用弁償対象職種は45職種となっております。

なお、今回の改正で報酬額及び費用弁償額の改定は行っておりません。

本議案にお戻りください。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上で、議案第63号の説明を終わります。

〈議案第64号 置戸町情報公開条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に、議案第64号 置戸町情報公開条例の一部を改正する条例。

総務課長。

○深川総務課長 議案第64号 置戸町情報公開条例の一部を改正する条例について説明いたします。置戸町情報公開条例（平成15年条例第1号）の一部を次のように改正する。

本条例では、次の65号議案、個人情報保護条例の一部改正同様に、置戸町情報公開個人情報保護審査会、規則第1条及び第2条により、審査会設置及び委員委嘱をそちらで規定し運用しております。先程申し上げましたとおり、条例に根拠を持たなければならないことから、非常勤特別職を任命するためには、今回の15条の次に15条の2として、第1項に審査会の設置、第2項に規則等への委任規定を加え、これにより第16条の引用条項を変更する改正となっております。

別冊の議案第64号説明資料、置戸町情報公開条例の一部を改正する条例新旧対照表は、後程ご参照願います。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上で、議案第64号の説明を終わります。

〈議案第65号 置戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に、議案第65号 置戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例。

総務課長。

○深川総務課長 議案第65号 置戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例について説明いたします。

置戸町個人情報保護条例（平成15年条例第2号）の一部を次のように改正する。

先程の議案第64号 置戸町情報公開条例の一部改正同様に、第27条の次に第27条の2として、第1項に審査会の設置。第2項に規則等への委任規定を加え、これにより第28条の引用条項を変更する改正となっております。

別冊の議案第65号、置戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例新旧対照表は、後程ご参照願います。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上で、議案第65号の説明を終わります。

〈議案第66号 置戸町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に、議案第66号 置戸町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

総務課長。

○深川総務課長 議案第66号 置戸町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

置戸町営住宅の設置及び管理に関する条例（平成8年条例第16号）の一部を次のように改正する。

本条例は前議案同様に、施行規則により規定されている入居者選考委員会の設置及び既に配置されていない団地ごとの管理人の廃止及び語句の訂正が改正内容となっております。

改正内容につきましては、別冊の議案第66号説明資料、置戸町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表で説明いたします。

1ページ目、第4条改正から、2ページ、第9条、裏面ですけども、9条第4項までは、語句訂正でございます。2ページ、9条の次に9条の2として、第1項に入居者選考委員会の設置、第2項に規則等への委任規定を加え、第10条及び次のページ、第33条は、引用条項の変更。第60条は先程申し上げましたが、公営住宅の管理人廃止による改正となっております。

本議案にお戻りください。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上で、議案第66号の説明を終わります。

〈議案第67号 置戸町特定優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に、議案第67号 置戸町特定優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例。

総務課長。

○深川総務課長 議案第67号 置戸町特定優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について説明いたします。

置戸町特定優良賃貸住宅管理条例（平成5年条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正内容は、3団地24戸の特定優良賃貸住宅、いわゆる単身者住宅の管理条例の改正ですが、単身者住宅入居者選考委員会は、町営住宅の準用規定となっており、その整備、管理人廃止と語句訂正による今回の改正でございます。6条から8条までは、語句及び引用条項の訂正で、第7条中「第9条」の次に「及び第9条の2」を加える条項は、議案第66号で新設条項の入居者選考委員設置から引用するための改正であります。先程も申し上げましたが、優良賃貸住宅につきましては、町営住宅の引用によりまして選考委員会を引き継いでございます。第21条の改正は、町営住宅同様、住宅監理員、これは担当職員のことでございますが、それを補佐するための住宅管理人は廃止をし、住宅監理員のみとするものでございます。

別冊の第67号、置戸町特定優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例新旧対照表は、後程ご参照願います。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上で、議案第67号の説明を終わります。

〈議案第68号 置戸町交通安全指導員設置条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に、議案第68号 置戸町交通安全指導員設置条例の一部を改正する条例。

総務課長。

○深川総務課長 議案第68号 置戸町交通安全指導員設置条例の一部を改正する条例について説明いたします。

置戸町交通安全指導員設置条例（昭和44年条例第7号）の一部を次のように改正する。

今回の非常勤特別職の厳格化に対応すべく条例改正を行いますので、説明につきましては、別冊議案、第68号説明資料、置戸町交通安全指導員設置条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

まず、条例名でございますが、置戸町交通安全指導員設置条例を置戸町交通安全指導員会設置条例と改正いたします。第1条、目的では、委員の目的から指導員会の設置目的に語句整理し、委員の任命、給与に関する記載を削除しております。第2条、職務では、現行の第3条の任務規定と町の諮問機関としての責務の追加及び明確化を図るため、具体的に第1号から第6号までの職務内容を整備してございます。第3条は、指導委員会の構成。第4条は、定員を定数への語句訂正。裏面をお開きください。第6条につきましても、給与から報酬等への訂正となっております。なお、議案第63号説明資料のとおり、報酬及び費用弁償についての改定はありませんので本条例の別表の出動費用弁償につきましても、従来同額の一回2,100円となっております。

本議案にお戻りください。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上で、議案第68号の説明を終わります。

〈議案第69号 置戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について〉

○岩藤議長 次に、議案第69号 置戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について。

総務課長。

○深川総務課長 議案第69号 置戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について説明いたします。

置戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のとおり制定する。

本条例は、今回、公民館主事のように労働性の高い非常勤特別職6職種の移行職員も加え、従来の置戸町作業員等就業規則により雇用していた臨時職員及び今後予定される職種も含めた、給与、諸手当、費用弁償について定めるものでございます。現況では、この職員数は非常勤特別職から移行する職員7名及び現在の臨時職員60名の67名ですが、今後、想定される保健師等の専門性のある会計年度任用職員の職種も想定して制定しております。

今回の地方公務員法改正では、地方公共団体ごとにそれぞれの条例や規則で雇用していた臨時職員等を改正地方公務員法第17条及び第22条の2に明記され、身分保障と給与等の明確化を図ることとされました。国家公務員の非常勤職員及び臨時的任用職員制度を踏まえて、自治体の臨時職員はすべて会計年度任用職員として1年、もしくは、それ以内の短期的に任用、任命する職員として制度化されました。また、該当する職員を有する自治体は、すべて条例を定めなければならないこととなっております。地方公務員法に定められた会計年度任用職員は、一部のパートタイム職の兼職の禁止規定の除外以外は、信用失墜行為の禁止や守秘義務など従来的一般公務員に課される服務規程または懲戒分限規定が適用されることとなっております。同時に、一般職に付与されている休暇制度や年金、退職金などは、勤務形態ごとにそれぞれ充実されることとなっております。つまり、この会計年度任用職員は、一般職の非常勤職員、地方公務員という身分になります。

本条例制定にあたりましては、関係法令を遵守しながら現在の給与条件を下回ることがないように設計をし、労働組合と協議を行った上で、今回、提案に至っております。また、改正法により、新会計年度任用職員の採用、任命にあたりましては、公平の原則から本条例可決後、明年1月以降に現在の臨時職員と同等に広く公募が義務付けられており、その募集業務に一定の期間を要することから、今議会での可決をお願いするものでございます。

それでは、制定条例について説明いたします。議案の方にお戻りください。

第1条は、この条例の制定の趣旨といたしまして、地方公務員法及び自治法根拠条項を明記し、条例の適用内容として給与及び費用弁償を規定したものでございます。第2条では、定義として会計年度任用職員のフルタイム、またはパートタイム任用職員の区分について規定しており、フルタイム任用職員は一般職同様、原則1日7時間45分、週5日勤務の職員とし、それ未満の職員は、すべてパートタイム任用職員といたします。第3条では、その職員区分ごとの給与及び各種手当の種類、支払い方法を規定し、フルタイム任用職員は、給与、特殊勤務手当、以下、各種諸手当支給とし、パート

タイム任用職員は、基本給与及び超過勤務手当等の相当額を報酬として、手当は期末手当のみとなります。また、通勤手当は、パートタイムにつきましても費用弁償として支給されることとなります。

第4条では、給与の額について、別表第1について明記しております。会計年度任用職員給与表、最後のページの方でございます。別表1（第4条関係）、会計年度任用職員給与表でございますが、これは本町一般職の給与の係員職、1、2級の給与表と同額設定でございます。

本議案の先程のところにお戻りください。第5条では、職務の複雑度に基づいて、別表第2として先程の表の次の表がございます。会計年度任用職員等級別基準職務表を設定し、職種や経験により給与格付けを行うものとしております。第6条は、その職員の職種が多種であることから、職種ごとの号俸格付けは規則で定める委任条項を定め、第7条では、その支給方法は、一般職の支給方法とする引用条項、第8条は、特殊勤務手当の支給については、一般職同様に支給することとし、第2項で現施設整備課の臨時職員に支給されております除雪作業の車両運行手当、運転手当、月額3,000円を引き続き支給することを明記してございます。第9条から第13条まで、フルタイム任用職員の通勤、超過勤務、休日給、夜勤、宿直手当、各手当の支給について一般職と同様に定めております。第14条では、超過勤務手当の支給単価の計算において、一般職同様、年間労働日数から求め、円未満、端数につきましては、四捨五入とすることを明記してございます。

次のページ、第15条では、期末手当は一般職の期末手当支給と同様の支給とすることとし、現在、年間2.6ヵ月を6月期、12月期にそれぞれ均等に支給することといたします。また、一般職の勤勉手当1.9ヵ月に相当する分は、任用職員につきましても支給されません。また、会計年度任用職員は、最長1年ごとの任用となっておりますが、前年度から引き続き任用されたものは、期末手当の減額をせずに支給することを第3項で明記してあります。第6条第17条は、1時間当たりの給与額の求め方及び年間休日数を除して日数で単価を算出する方法を規定しております。第18条は、パートタイム任用職員の報酬の算定をフルタイム任用職員の月額から勤務時間に応じた算出方法を規定し、第19条は、パートタイム任用職員の特殊勤務手当を報酬として支給し、フルタイム同様、除雪手当算入を規定しております。

次のページ、20条もパートタイム任用職員の超過勤務手当。21条では、休日勤務手当。22条では、夜勤手当。23条では、宿日直手当相当額を一般職同様に算出し、報酬として支給することといたしております。第24条は、報酬額の算定に対する円未満端数についての四捨五入規定でございます。25条は、パートタイム職員の期末手当の支給は、フルタイム任用職員から労働時間や期間により減額支給することとし、著しく短いものとして規則で定めるものには支給しないことと規定しております。規則につきましては、社会保険加入要件である職員、週労働時間は、一般職の75%未満のもの、すなわち週29時間未満の者は支給対象としないことといたしております。

次のページ、26条により、パートタイム任用職員の報酬の支給方法について明記しております。フルタイム任用職員は、一般職同様に、当月給与を支給日に支給することとなっておりますが、パートタイム任用職員においては、月額報酬で任用する者については、フルタイム同様の当月支給とし、日額及び時間給を支給するものは翌月の20日支給とすることと規定してございます。第27条、第28条は、1時間当たりの報酬算定額、減額時の算定額を定め、第29条は、パートタイム任用職員の通勤手当相当額、先程、説明いたしましたが、費用弁償で支払うものがございますが、出張旅費等

を費用弁償として支給する方法を明記しております。通勤手当相当額は、フルタイムの通勤手当額を21日で除し、勤務日数により算出するものでございます。

次のページ、第31条は、外国語指導助手ALTの報酬については、派遣の条件契約等から、本条例の一般規定での報酬支給では収まらない現状から、別に定めることと明記しております。第32条は、会計年度任用職員全体の給与からの控除について一般職と同様とする規定で、第33条は、町長が特に必要と認める場合の例外規定でございます。第34条は、規則、委任条項となっております。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上で、議案第69号の説明を終わります。

○岩藤議長 ここでしばらく休憩します。10時55分から再開します。

休憩	10時37分
再開	10時55分

○岩藤議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案の説明を続けます。

〈議案第70号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例〉

○岩藤議長 議案第70号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

総務課長。

○深川総務課長 議案第70号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について説明いたします。これにつきましては、関連10条例の一括改正条例となっております。説明につきましては、別冊、議案第70号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、説明資料をご参照ください。

第1条関係では、置戸町職員定数条例の一部改正でございます。これにつきましては、臨時職員の明確化をするために改正で除外する欠員等の緊急的に任用する職員について記載したものでございます。第2条関係、置戸町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございます。これにつきましては、パートタイム任用職員を除き、会計年度職員もこの公表対象と含むことにする改正でございます。

次のページにお進みください。第3条関係、置戸町職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部改正でございます。これにつきましても、会計年度任用職員も分限に含まれますが、そもそも任期が1年であることから、その期間内とするために改正したものでございます。続きまして、第4条関係、置戸町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正については、パートタイム任用職員の基本給与は報酬とする先程の改正の訂正のための改正でございます。

次のページにお進みください。第5条関係、置戸町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正でございます。地方公務員法改正により、引用条項が変更したことによる字句の訂正ござい

ます。第5条関係では、上記の2条第2項で、地方公務員法の説明を行っておりますので、その分を抜いてございます。

次のページにお進みください。第6条関係、置戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。第8条は、引用条項のみの訂正でございます。第19条は、非常勤職員は会計年度任用職員となることから、語句の変更及び19条該当職員の明確化、規則、委任条項を定めるための改正でございます。第7条関係、置戸町職員の給与に関する条例の一部改正でございます。これにつきましては、会計年度任用職員は、議案第69号により定めるため、新設、明記するものでございます。

次のページにお進みください。第8条関係、語学指導等を行う外国青年の給料等に関する条例の一部改正でございます。語学指導を行う外国青年とは、教育委員会のALTのことでございますが、今日、会計年度任用職員の勤務時間の関係からパートタイム任用職員に区分されることから、給料、旅費等を報酬及び費用弁償に変更するものでございます。

次のページにお進みください。第9条関係、置戸町職員の旅費に関する条例の一部改正でございます。これにつきましては、会計年度任用職員のパートタイム任用職員は費用弁償となるため、フルタイム任用職員を一般職員と同様に支給するための改正でございます。第2条で地公法を明記していることから、重複する語句を削除してございます。

次のページにお進みください。第10条関係、置戸町公民館条例の一部改正でございます。社会教育指導員の会計年度任用職員への移行から削除し、館長の任期及び任命事項、第7条第2項に移行をし、第6条を削除することとしております。なお、第8条第2項において、主事の任命及び任期を明記するものでございます。公民館主事につきましては先程ご説明いたしましたが、会計年度任用職員に移行するものでございます。

本議案にお戻りください。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上で、第70号の説明を終わります。

〈議案第71号 置戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に、議案第71号 置戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

総務課長。

○深川総務課長 議案第71号 置戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を説明いたします。

置戸町職員の育児休業等に関する条例（平成25年条例第3号）の一部を次のように改正する。

説明は、別冊、置戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表で説明いたします。第1条、目的では、地方公務員の育児短時間勤務職員の代替職員の期間延長に関しても本条例の対象とするため、18条第3項を加えるものでございます。第2条関係では、地方公務員の育児休業法により、第2条第1項により条例で定める職員、すなわち取得できない職員を明記する条項で、今回の非常勤職員として、会計年度任用職員、さらには再任用職員も含めて1年以上の在職期間がある職員の育児休業取得を可能とする規定でございます。

次のページにお進みください。会計年度任用職員は1年間の任用であります。引き続き任用される職員についての取得が明記されてございます。(ウ)では、日額で任用するパートタイム任用職員については、その規則でその勤務日数に応じて定めることとしており、イでは、育児休業取得中の職員、ウでは、任期期限、任用期限が育児休業期間満了日で、以降も育児休業期間を延長する職員の規定。第2条の3は、育児休業の期限規定で、1号では、通常、子どもが1歳まで。次のページ、2号では、配偶者まで1歳まで育児し、もう一方の配偶者が取得した場合、1歳2か月までとする、いわゆるパパママ育休プラス条項というものでございます。3号では、育児環境が整わない場合の1歳6か月までの延長規定。次のページ、第2条の4は、さらに育児環境が整わない場合の再延長としまして、2歳までの再延長規定の新設でございます。次のページ、第2条の5は、第2条の3の繰り上げで、但し書き規定が人事規則から条例に変更するもので、第3条第6号は、育児期間延長の自由は保育所に申し込みを行っても、利用できない場合とすると規定されてございます。

次のページにお進みください。第7号は延長できる職員は、引き続き休業している職員とし、休業したり復職したりは自由にできないとした規定で、第8号延長時に、同じ任命者に引き続き採用されていることが条件とした規定でございます。第4条では、1歳が1歳6か月まで延長し、再度延長する場合の、保育所の申し込みを行っても利用できない場合とする規定でございます。

次のページ、第7条第2項は、育児休業取得会計年度任用職員の期末手当の支給は、休業取得中であっても勤務期間を参入する。休業期間は参入しませんが、勤務期間は参入する条項の新設でございます。第3項では、会計年度任用職員は、勤勉手当支給対象ではないことから、本号で除外規定としております。第8条では、復職時の号俸調整、復元ですが、一般職員は全期間参入されますが、会計年度任用職員は除外するものでございます。

次のページ、第10条は育児のための、一般職は短時間勤務について小学校就学前まで取得できませんが、会計年度任用職員及び再任用職員は除外する規定でございます。第11条は、短時間勤務の取得において就学前に完了したものが、1年以内に再取得をする場合の条件に、先程から申し上げておりますとおり、保育所に申し込んでいるが、その実施が行われない場合の条件規定でございます。

次のページ、第12条では引用条項等の語句整理で、第15条では、育児休業法17条規定で育児短時間勤務の承認執行により取り消された場合において、職員の数が加員が生ずる場合、やむを得ない場合は代替勤務職員及び当該復職職員について、当該の勤務をすることができる規定でございます。第16条は、短時間勤務をさせる場合、または終了した場合には、発令を行うこととした新設条項でございます。

次のページ、第17条は、それに伴う第16条の繰り下げ。第18条は、代替短時間勤務職員の任期更新規定で新設でございます。19条は、それに伴う第17条の繰り下げで、第2条改正同様、1年以上勤務の会計年度任用職員及び再任用職員も部分休業が取得できる条項でございます。20条は、会計年度任用職員も1日、2時間以内、30分単位で取得が可能となっております。パートタイムのパートタイム再任用職員は取得できません。

次のページ、第3項では、パートタイム任用職員で、1日5時間45分以上の勤務時間のあるものしか取得できない条項でございます。次のページ、21条第2項は部分休業は一般職同様、会計年度任用職員も無休である規定でございます。

本議案にお戻りください。

附 則

(施行期日)

第1項、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例)

第2項、置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例(平成28年条例第4号)の一部を次のとおり改正する。

第3条中「第19条」を「第21条」に改める。

以上で、議案第71号の説明を終わります

〈議案第72号 オホーツク町村公平委員会規約の変更について〉

○岩藤議長 次に、議案第72号 オホーツク町村公平委員会規約の変更について。

総務課長。

○深川総務課長 議案第72号 オホーツク町村公平委員会規約の変更について説明いたします。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の7第2項及び第3項の規定により、オホーツク町村公平委員会規約を次のとおり変更する。

変更理由及び内容は、本年7月、管内町村で不利益処分について審査請求があったことから、その事案にかかる採決及び決定等に伴う事務処理に必要となる人員を確保するため、本委員会規約第4条第2項で規定する事務職員定数2名を4名以内に変更するものでございます。

附 則

この規約は、令和2年1月1日から施行する。

議案第72号 オホーツク町村公平委員会規約の変更について(オホーツク町村公平委員会の規約の一部を改正する規約)新旧対照表は、後程ご参照ください。

以上で、議案第72号の説明を終わります。

〈議案第73号 令和元年度置戸町一般会計補正予算(第6号)〉

○岩藤議長 次に、議案第73号 令和元年度置戸町一般会計補正予算(第6号)。

総務課長。

○深川総務課長 議案第73号 令和元年度置戸町一般会計補正予算(第6号)。

令和元年度置戸町の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,059万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億6,946万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出補正予算は、別冊、令和元年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第6号)で説明いたしますので、6ページ、7ページをお開きください。

(以下、関係課長説明、記載省略。令和元年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第6号)、別添のとおり)

〈議案第74号 令和元年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)〉

○岩藤議長 次に、議案第74号 令和元年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)。

地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 議案第74号について説明いたします。

令和元年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)。

令和元年度置戸町の介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳出予算の補正)

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、

「第1表 歳出予算補正」による。

第1条 歳出予算の補正について説明いたしますので、別冊の令和元年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算事項別明細書(第3号)の3ページ、4ページをお開きください。

(以下、関係課長説明、記載省略。令和元年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算事項別明細書(第3号)、別添のとおり)

〈議案第75号 令和元年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第4号)〉

○岩藤議長 次に、議案第75号 令和元年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第4号)。

施設整備課長。

○大戸施設整備課長 議案第75号について説明いたします。

令和元年度置戸町の簡易水道特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ265万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,829万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正について説明いたしますので、別冊の令和元年度置戸町簡易水道特別会計補正予算事項別明細書(第4号)の4ページ、5ページをお開きください。

(以下、関係課長説明、記載省略。令和元年度置戸町簡易水道特別会計補正予算事項別明細書(第4号)、別添のとおり)

〈議案第76号 工事請負変更契約の締結について〉

○岩藤議長 次に、議案第76号 工事請負変更契約の締結について。

総務課長。

○深川総務課長 議案第76号 工事請負変更契約の締結について。

令和元年9月12日議会の議決を経た議案第49号 工事請負契約の締結の一部を変更したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるところでございます。

記。

1. 目的 社会資本整備総合交付金事業 橋梁長寿命化修繕工事

2. 金額 変更前 5, 104万円

変更後 4, 752万円

3. 相手方 常呂郡置戸町字置戸2番地の3 北進工業株式会社代表取締役 鈴木栄樹

本件は、橋梁工事において、片側通行から通行止めに変更し、仮設の防護柵や交通誘導員の配備が不要となったため、工事請負契約の変更契約を締結するために行うものでございます。

なお、工期は、当初通り3月6日に変更はありません。

以上で、議案第76号の説明を終わります。

〈議案第77号 工事請負変更契約の締結について〉

○岩藤議長 次に、議案第77号 工事請負変更契約の締結について。

総務課長。

○深川総務課長 議案第77号 工事請負変更契約の締結について。

令和元年9月12日議会の議決を経た議案第50号 工事請負契約の締結の一部を変更したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めます。

記。

1. 目的 置戸地区簡易水道再編推進事業 給水支線配水管敷設工事（その2）

2. 金額 変更前 5, 390万円

変更後 5, 292万1, 000円

3. 相手方 常呂郡置戸町字置戸255番地の22 株式会社遠藤組代表取締役 遠藤智子

本件は、取水施設の改修を工事として取り止めたことにより、工事内容の一部変更が発生し、工事請負金額変更の契約締結を行うものでございます。

以上で、議案第77号の説明を終わります。

○岩藤議長 これで、議案第62号から議案第77号までの提案理由の説明を終わります。

◎日程第27 同意第5号 置戸町固定資産評価審査委員会委員 の選任について

○岩藤議長 日程第27 同意第5号 置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長〔自席〕 ただいま議題となりました、同意第5号は、置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

本町固定資産評価審査委員会委員、小田重孝氏は、令和2年1月11日をもって任期満了となるので、後任に次の者を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めます。

後任者の方ですが、住所は、常呂郡置戸町字●●●●●●●●。氏名は、小田重孝氏でございます。

生年月日は、昭和32年2月18日生まれで、現在、62歳でございます。

小田重孝氏の略歴等についてご紹介を申し上げたいと思います。

昭和51年3月に置戸高校の定時制を卒業された後、7月に小田運輸有限会社に入社されました。

平成17年3月には、小田運輸有限会社の代表取締役役に就任をしております。

公職歴等ではありますが、平成7年、置戸町商工会の理事あるいは副会長、そして、平成27年5月に置戸町商工会長に就任をされ現在に至っております。それから行政との関わりではありますが、平成18年6月から置戸町行政評価委員会の委員、平成22年4月からは置戸町まちづくり基本条例委員会の委員を務められております。平成27年に、置戸町表彰審議会委員を務めておりました、現在に至っているわけでもあります。固定資産評価審査委員会の委員としては、平成29年1月に就任をされておりました、現在、1期の終盤ということになります。従いまして、今回、同意いただければ2期目の委員ということになります。選任についての同意をよろしくお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

○岩藤議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

討論は、置戸町議会運用例により省略します。

これから、同意第5号 置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本案に同意することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、同意第5号 置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

◎日程第28 選挙第4号 置戸町選挙管理委員会委員の選挙について

○岩藤議長 日程第28 選挙第4号 置戸町選挙管理委員会委員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推薦にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

置戸町選挙管理委員会委員には、置戸町字●●●●●● 須藤久義氏、置戸町字●●●●●● 多田和弘氏、置戸町字●●●●●● 小野垣道子氏、置戸町字●●●●●● 岩村豊氏、以上の4名を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました4名を置戸町選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました須藤久義氏、多田和弘氏、小野垣道子氏、岩村豊氏、以上の4名が置戸町選挙管理委員会委員に当選されました。

◎日程第29 選挙第5号 置戸町選挙管理委員会補充員の選挙 について

○岩藤議長 日程第29 選挙第5号 置戸町選挙管理委員会補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推薦にしたいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

置戸町選挙管理委員会補充員には、第1順位 置戸町字●●●●●● 田中英規氏、第2順位 置戸町字●●●●●● 湊初男氏、第3順位 置戸町字●●●●●● 安西昇氏、第4順位 置戸町字●●●●●● 橋本幸子氏、以上の4名を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました4名を置戸町選挙管理委員会補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、第1順位 田中英規氏、第2順位 湊初男氏、第3順位 安西昇氏、第4順位 橋本幸子氏、以上の4名が順序のとおり置戸町選挙管理委員会補充員に当選されました。

会議の途中ですが申し上げます。12時を過ぎましたが、引き続き会議を続けます。

◎日程第30 報告第8号 財政的援助団体の監査結果報告について

○岩藤議長 日程第30、報告第8号 財政的援助団体の監査結果報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○鈴木事務局長 報告第8号について申し上げます。

監査委員が令和元年10月28日、財政的援助団体の監査を執行され、お手元に配付のとおり結果報告がありました。

報告を終わります。

○岩藤議長 これでは報告済とします。

◎日程第31 報告第9号 定期監査の結果報告について

○岩藤議長 日程第31 報告第9号 定期監査の結果報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○鈴木事務局長 報告第9号について申し上げます。

監査委員が令和元年11月25日に工事発注状況及び委託発注状況、現地調査を執行され、お手元に配付の通り結果報告がありました。

報告を終わります。

○岩藤議長 これでは報告済とします。

◎日程第32 報告第10号 例月出納検査の結果報告について

○岩藤議長 日程第32 報告第10号 例月出納検査の結果報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○鈴木事務局長 報告第10号について申し上げます。

監査委員が令和元年8月31日、9月30日及び10月31日現在の出納状況について検査を執行され、お手元に配付の通り結果報告がありました。

報告を終わります。

○岩藤議長 これでは報告済とします。

◎日程第33 総務常任委員会の所管事務調査報告について

○岩藤議長 日程第33 総務常任委員会の所管事務調査報告について。

委員長の報告を求めます。

7番 嘉藤均総務常任委員会委員長。

○7番 嘉藤議員〔登壇〕 本年度、総務常任委員会が実施いたしました、道内所管事務調査に係る現状及び所見は、お手元に配付の調査報告書の通りでございます。

調査期間は、令和元年10月8日から10日までの3日間。調査場所は、浦河町、富良野市、愛別町の3カ所でございます。委員7名と議長、随員の9名で調査を行いました。

それでは、調査に係る現状と所見について申し上げます。

始めに、浦河町についてであります。浦河町、うらかわ生活体験事業についてですが、人口減少に歯止めをかけるため、平成17年に移住促進の窓口のワンストップ化を図った移住促進対策室を設置し、翌年の18年から生活体験事業を開始しました。町内の空き住宅や町有住宅を活用し、主に本州からの生活体験希望者に、1週間から1年間まで何回でも貸し出し利用を可能とし、浦河暮らしを体験してもらい、体験後、完全定住化に繋げています。平成18年度から30年度まで移住体験した実

績は、474世帯890人、滞在日数は延べ47,131日間にのぼり、体験移住者の内33世帯69人が完全移住、16世帯28人が住民票を異動しない二地域居住として定住し、1世帯の月平均町内消費額は277,933円となっており、地域経済に貢献していることが分かりました。移住体験者の多くは60代で、その半数はリピーターで、昆布干などのアルバイトやパートの仕事をしながら、浦河暮らしを楽しんでいる人が多いとお聞きしました。

次に、浦河生活体験住宅確保事業についてですが、平成27年から始めた生活体験住宅確保事業は、リフォーム費用の3分の2、上限200万円を補助し、最大4年間を体験住宅として提供してもらう制度で、現在までに10棟のリフォーム実績を重ね、家具や家電、調理器具、食器などは備え付けで移住体験が容易にできるよう工夫されていました。また、空き家の再活用、空き家の廃屋化を防ぐほか、4年間の優先利用期間が過ぎれば、売却できるメリットがあるとのことでした。一方、冬期間の利用がほとんどないため収益性が低いことが課題となっているようです。

所見としまして、ここ数年本州の夏は記録的な高温で、冷涼な北海道の夏の生活を求めるシニア層は今後も増加することが想定されます。人口減少と地域消滅が叫ばれている今日、浦河町の空き家の利活用と交流人口・定住人口の拡大施策は、地域の受け入れ環境の整備や創意工夫、町や担当者の熱意が強く感じられ、多々参考になる事例でありました。

次に、富良野市の食のまちづくりについてですが、平成27年度まで富良野の地元食材を応援しているお店の取り組みを支援する、グリーンフラッグ事業を推進して参りましたが、広がりが見えず、食の力で富良野を盛り上げていきたいという思いから、平成28年度からメイドインフラノ事業をスタートさせました。豊かな農産物とこだわりの飲食店、観光地ならではの加工品が揃うここ富良野では、もっとたくさんの美味しいメイドインフラノを味わってもらいたいをコンセプトに、認定期間を2年とするメイドインフラノ認定制度を設け、意識、品質、ブランドの向上と事業者の育成に取り組んでまいりました。民間主導の事業展開であり、富良野市の事業予算は年間200万円程度で、制度周知、PR、補助金など、今後考えられる課題に取り組んでいました。

次に、特産品開発と行政の関わりとして、ふらのワインとチーズ工房の取り組みについてお聞きをしました。富良野盆地周辺部の傾斜地、石礫地、未利用地を有効活用したワイン用ブドウ栽培が始まり、内陸性の気候がブドウに適したことから、農家収入の向上と地場産業の育成を目的としてワイン事業に着手し現在に至っています。

現在では、十勝の池田町に次ぐ道内2番目の自治体ワインとして富良野市を代表する特産品に成長しています。現在、ブドウ栽培面積は50ヘクタールで、年間ワイン30万本、ジュース10万本を上限生産として定めており、それ以上の生産はしていないとしています。市の直営事業として原料生産から製造、販売まで一元化したシステムでの運営となっております。

次に、ふらのチーズの取り組みですが、昭和56年に富良野市農産加工研究所を設置し、ナチュラルチーズの研究開発に着手。酪農学園大学協力のもと、牛乳の消費拡大と農畜産物の二次加工を始めました。昭和59年に、ふらのチーズ「ワインチェダー」を販売し、昭和62年には、低温殺菌加工の「ふらの牛乳」を販売し人気を得ました。また、平成5年に富良野チーズ工房を建設。以降、アイスマルク工房、体験工房、ピッツァ工房を設置し、これらが人気を呼び、工房だけで平成30年度は、年間27万人ほどの来場があり好評を得ているとのことでした。

富良野市の取り組みで感じたことは、食の関連分野の向上は生産者のやる気次第、そして、事業者のモチベーションを維持向上させるために自治体がどこまで支援できるのかが鍵だと思いました。

置戸町も食のアドバイザーを置いて8年目となり、公民館サロンを中心とした食の教育事業を進めてきておりますが、食を中心とした地域おこしに至っていないのが現状です。民間事業者や商工会、農協との連携や加工施設の整備など、第6次総合計画に向け検討の必要性を強く感じました。

最後に、愛別町の子育て支援対策ですが、子どもの一時預かり制度、子育てサポートのびのびの取り組みは、育児の援助を受けたい人、援助を行ってもよい人が会員になり相互援助活動を行う、地域全体で子育て見守りを目的として、平成21年度から始めました。依頼会員、援助会員併せて40名程度で推移していますが、平成30年度以降、援助会員は不足傾向にあるようです。利用実績は年間20件から25件程度となっています。

次に、幼児センターの時間延長の取り組みですが、愛別町さくら保育所と愛別町立愛別幼稚園が幼保一元化を目指し、平成8年より、愛別町幼児センター開設計画を策定、平成12年4月に開所、現在に至っています。通所保育については、保護者の仕事と子育ての両立を支援することを目的に、開園時間を午前8時から午前7時30分に早め、閉園時間も午後5時30分から午後6時30分に延長しました。

置戸町は、今年10月より国の施策もあり保育園の無償化が実施されましたが、愛別町は平成29年4月より完全無料化が行われております。子育て世帯向け住宅の建設についてですが、次代を担う子どもたちが健やかに育ちうる暮らしやすい住宅、住環境づくりを整え、「夢」を親子で語り合い「育む」子育て環境の支援を目的として、平成22年には1棟4戸を建設、平成26年にも1棟4戸を建設いたしました。家賃設定は、基本家賃は6万8,000円で、子どもが1人いる場合5万円、2人では4万3,000円、3人では3万6,000円の設定となっています。

愛別町では、福祉あるいは子育て支援に対する施策の充実が顕著に見て取れました。人口規模、財政規模ともに本町と似ていますが、独自の施策を用いたまちづくりを行っていました。一方で、学校給食は全道でも数少ない未実施ではありましたが、こだわりを持つての施策、町の歴史を感じました。置戸町においても、こだわりを持った独自の施策があっても良いのではないかと感じました。

以上で報告を終わります。

○岩藤議長 これにて報告済とします。

◎散会の議決

○岩藤議長 以上で、本日の日程は全部終了しました。

◎散会宣言

○岩藤議長 本日はこれで散会したいと思います。

なお、明日12月14日及び12月15日は、町の休日のため置戸町議会会議規則第9条第1項の規定によって議会は休会となります。

したがって、次の議会は12月16日となりますので、念のため申し上げます。

それでは、これで散会いたします。

散会 12時16分

令和元年第8回置戸町議会定例会（第2号）

令和元年12月16日（月曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第62号 置戸町附属機関設置条例の制定について
- 日程第 4 議案第63号 置戸町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第64号 置戸町情報公開条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第65号 置戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第66号 置戸町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第67号 置戸町特定優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第68号 置戸町交通安全指導員設置条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第69号 置戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第70号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第12 議案第71号 置戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第72号 オホーツク町村公平委員会規約の変更について
- 日程第14 議案第73号 令和元年度置戸町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第15 議案第74号 令和元年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第75号 令和元年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第4号）
- 日程第17 議案第76号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第18 議案第77号 工事請負変更契約の締結について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第62号 置戸町附属機関設置条例の制定について
- 日程第 4 議案第63号 置戸町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第64号 置戸町情報公開条例の一部を改正する条例

- 日程第 6 議案第 65 号 置戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例
 日程第 7 議案第 66 号 置戸町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
 日程第 8 議案第 67 号 置戸町特定優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例
 日程第 9 議案第 68 号 置戸町交通安全指導員設置条例の一部を改正する条例
 日程第 10 議案第 69 号 置戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
 日程第 11 議案第 70 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
 日程第 12 議案第 71 号 置戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
 日程第 13 議案第 72 号 オホーツク町村公平委員会規約の変更について
 日程第 14 議案第 73 号 令和元年度置戸町一般会計補正予算（第 6 号）
 日程第 15 議案第 74 号 令和元年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
 日程第 16 議案第 75 号 令和元年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）
 日程第 17 議案第 76 号 工事請負変更契約の締結について
 日程第 18 議案第 77 号 工事請負変更契約の締結について

○出席議員（8名）

1 番	石 井 伸 二 議員	2 番	小 林 満 議員
3 番	阿 部 光 久 議員	4 番	佐 藤 勇 治 議員
5 番	澁 谷 恒 壹 議員	6 番	高 谷 勲 議員
7 番	嘉 藤 均 議員	8 番	岩 藤 孝 一 議員

○欠席議員（0名）

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町 長 部 局〉

町 長	井 上 久 男	副 町 長	和 田 薫
会 計 管 理 者	遠 藤 薫	まちづくり推進室長	坂 森 誠 二
総 務 課 長	深 川 正 美	総 務 課 参 与	福 手 一 久
町 民 生 活 課 長	渡 邊 登 美 子	産 業 振 興 課 長	菘 島 賢 治
施 設 整 備 課 長	大 戸 基 史	地 域 福 祉 セ ン タ ー 所 長	須 貝 智 晴
総 務 課 総 務 係 長	芳 賀 真 由 美	総 務 課 財 政 係 長	湊 美 保

〈教育委員会部局〉

教 育 長	平 野 毅	学 校 教 育 課 長	石 森 実
社 会 教 育 課 長	五 十 嵐 勝 昭	森 林 工 芸 館 長	岡 部 信 一
図 書 館 長	五 十 嵐 勝 昭 (兼)		

〈農業委員会部局〉

事務局長 蓑 島 賢 治 (兼)

〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 深 川 正 美 (兼)

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本 間 靖 洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長 鈴 木 伸 哉

臨時事務職員 中 田 美 紀

議事係長 今 西 美 紀 子

◎開議宣告

○岩藤議長 これから、本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○岩藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって3番 阿部光久議員及び4番 佐藤勇治議員を指名します。

◎諸般の報告

○岩藤議長 これから諸般の報告をします。

12月13日に開催されました総合計画審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果報告が議長にありましたので報告します。

総合計画審査特別委員会委員長には、佐藤勇治委員。副委員長には、澁谷恒壹委員が互選されました。

その他の事項については、事務局長から報告させます。

事務局長。

○鈴木事務局長 本日の説明員は、先日の名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○岩藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 一般質問

○岩藤議長 日程第2 一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

6番 高谷勲議員。

○6番 高谷議員〔一般質問席〕 それでは通告に従いまして町長に伺います。地域おこし協力隊の定住対策についてということで、総務省は都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る試みとして平成21年度から地域おこし協力隊制度を開始しました。

平成30年度における全国の隊員数は5,530人です。そのうち北海道においては特別交付税ベースで679人が活動しております。3年間の隊員数の推移を見ても確実に増えております。オホーツク管内においては15の市町村で51名の隊員が活動しております。置戸町においては平成29年4月に2名の隊員を受け入れました。休止しておりました勝山温泉ゆうゆのオープニングのスタッフとして1年間活動をしてきました。1名は1年間の委嘱にとどまり、もう1名については2年目の途中で解嘱になっております。従いまして定住には繋がっておりません。

現在の隊員は平成31年の1月に委嘱をされ、図書館の資料のデジタル化について従事をしており

ますが、令和2年3月にはその業務も一応終了となります。令和2年以降の活動についてどのようにお考えか。定住に結びつく対策についてどんな活動のメニューがあるのか。それらについて伺いたいと思います。

令和2年から11年の10カ年の置戸町の進むべき方向を示す第6次の総合計画の令和11年には置戸町の人口は2,500人に設定をすることといたしました。国立社会保障人口問題研究所の推移値では置戸町の人口2,155人とされております。350人の差をいかに2,500人に近づけるか、今後の移住・定住の対策であることを考えます。

日頃町長は人口減少を抑える対策は現状では不可能であると、そのように申しております。いかに減少の率を抑える、その対策があるのか。そのことを考えていかなければならないとおっしゃっておられる。

地域おこし協力隊もその一つとして有効な対策と考えられておりますが、今回の第6次総合計画の中においては一言もメニューとして示されておられません。今後の具体的な実践計画において示されるか、お伺いをしたいと思います。

現状の隊員の事業と定住対策をどのように結びつけていくのか町長にお伺いいたします。

○岩藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 地域おこし協力隊の定住化対策についてというご質問であります。議員の方からお話もありましたけれども、平成の21年度の開始から11年が経過をしております。初年度は全国で89人であった隊員が、まあ議員からもご紹介ありましたように5,500人ぐらいになりましょうか。そして北海道でも670人、80人近く協力隊員が入ってきてるっていうか、受け入れてるわけであります。

そこで本町では平成29年の4月に初めて2名の協力隊の人を受け入れたわけですが、その2名についてはリニューアルオープンした勝山温泉ゆうゆを活動拠点として観光振興に尽力してもらったということでもあります。

しかしながら、ご承知のように1名は1年契約の任期満了をもって、もう1名は2年目の任期中で残念ながら活動を止められました。現在はお話のとおり平成29年度から進めている郷土資料のデジタル化における、この資料の整理などをやっていただいているわけであります。来年の3月までには学芸員の資格を多分取ってくれるんじゃないかなというような期待も持ってるわけですが、いずれにいたしましても、そういう専門的な資質を持っている隊員だということで期待も大きいわけでありまして、平成31年の1月に採用して1年が経過しているわけであります。

今後の展開ということですが、現在進めておりますこの資料整理については、今年度をもって一応終了するというにしていますので、4月からは社会教育課に籍を置いて働いてもらおうかなというふうに思っております。貴重な郷土資料の活用あるいは保存などを引き続き研究テーマと言いましょか、そういうことに主眼を置いて活動していただく予定になっております。専門的資格者、いわゆる学芸員としての資格を3月までにはなんとか取ってくれるんじゃないかっていう期待も持ってるわけですが、いずれにしてもそうした能力を発揮していただくようなポジションをきちっと与えていきたいなというふうに思っております。

定住についてであります。隊員自身の考えもありますので、まずは3年間の隊員としての任期を

全うしていただいて、そのための活動に対するバックアップというのはこちらの方としても積極的にやっていきたいと。そして庁舎の内部の部局間の調整、そうしたこともやっていかなければならないだろうというふうに思っております。

任期終了後について隊員と話をしていきたいというふうに思っておりますが、まあ先程来申し上げているように、なんとか置戸の地で定住していただけるようになればなというふうに思っております。

活動される中で置戸町の良さと言いましょか、そういうことを一番に感じてもらわなければならないわけですが、そうしたことも期待してるひとつとしてあります。

今後の地域おこし協力隊員の活動を、町民の皆さんもそうでありますけれども、温かく見守ってほしいなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、今後に向けては地域が隊員に何を求めていくのか、また何を期待するのかということも一つのビジョンとして明確にしていく必要があるだろうと、そのように思っております。

○岩藤議長 6番。

○6番 高谷議員〔一般質問席〕 現状の隊員については3月以降も条件としてはその学芸員という資格を取ることがまず前提条件であるとしても、あの同じような活動についてこれから社会教育の中で活動していくということだというふうに思います。今まで3名の方が地域おこし協力隊として置戸町で活動してきたわけでありまして、さらにこれから以降ですね、あの新たな隊員をどのように求めていくのか、その辺について、もしお考えがあるのであればお聞きをしたいなというふうに思いますが、その前に過去に置戸町が定住対策なり、あるいはその大都市になり、そういった人たちの交流事業として、まずあの最初に実施したのはですね、都市と青年の交流事業ということで、置戸町に1週間程度滞在をしながら、置戸町の青年層の家庭にホームステイをしながらですね、交流を深めるというような事業を何年間かやってまいりました。その成果も現在置戸町に籍を移し、結婚したり、そういうことでおられる方もたくさんおられるんで、ひとつこれは成果としてあったのではないかなというふうに思います。

それと地遊人制度というのがあります。これについてもかなりの割合で定住に結びつくような、そういう事業としては非常に効果的な事業だったんだろうというふうに思いますが、いろんな時代背景の中でだんだんその応募してくる方もいなくなり、今は休止状態というか、一つの事業としての任務を終えたのかなというふうに思っております。

それともう一つは、今の置戸の産業としてオケクラフトの研修制度というのがあります。これは非常に定住としては高い確率で置戸にとどまって工房を立ち上げながら活動していただいている方がたくさんおられるので、非常に効果の高い事業として評価できるのではないかなというふうに思います。

今、あの北海道の中における平成29年度の隊員の中ですね、定住率というのが実は78.何%でしたでしょうか。今の特交の割合として特交ベースとしてですね、北海道における定住率、29年では78.5%、363名のうち285名がその北海道の中でその地域で定住をしていると、そういうような実績があります。

非常にあの大都会からその地域に入り込んで、その地域に溶け込んでという意味では、あのこだわりをもって北海道に定住をしてきてる方が多いんだなというふうに思います。そういう意味では非

常に良い事業だなというふうに思いますんで、是非この辺については取り組みを考えてはいかがか。今後もね、あの継続的に隊員を受け入れる、そういう考え方を持ってはいかがかというふうに思います。

それとひとつ、この隊員のですね、事業のメニューとして農林業に対する、その農林業ですね、農林業に対するその隊員の活動メニューっていうのがありまして、全国でも141名という、これいつの数字か、平成29年の数字だというふうに思いますが、141名の方が、その新規就農を果たしておられるということでもあります。

僕も過去の一般質問をした時に、農業者が非常に今減少の一途を辿っているということで、本年においても65歳以上のいわゆる後継者がいない、そういう人たちが、いずれ離農を考えてる方が13名。それで380ヘクタールぐらいの農地の流動化がありますよっていう話したんですが、本年度においては3名がそのうち離農になっております。

さらにはですね、今年はその非常に農業生産も良好だというか、非常にあの豊作基調で総じて皆さんいいというふうに思っていたんですが、まあそういう中にあっても家庭の事情で辞めざるを得ない、離農を決意されたっていう方がすでにもう2名いるというふうに聞いております。

そういう意味で、この現状を何とか打開していくというか、その一つの方法として、この地域おこし協力隊というのはどうなのかなというふうに思っております。非常にあの新規就農率が高いと、そういう意味ではこの辺について考えてみてはどうなのかという意味で、今後の新たな隊員のこれからのですね、来年以降の隊員についてどのように受け入れる考え方があるのかお聞きしたいということと、今の農業の関係について町長にお伺いをしたいと思っております。

○岩藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 少し、あのご質問が広汎にわたっているように思います。農業のことについてもお話がありました。離農が現実の問題としてお2人ほど離農しそうだというようなことは私も伺っております。

これについてはなかなか隊員とはなかなか結びつけにくいって言いましょうか、簡単ではないというふうに思っております。それとこの状況っていうのは多分もう少し続くんだろうというふうに思います。と言いますのは、あの決して経営上の問題があって離農せざるを得ないというだけの問題じゃなくて、今日本の農業が大型化されてるってことだと思います。

置戸においてもご承知のように勝山地域においての勝山グリーンファーム、皆さんの経営状況っていうのは何も問題なく、しかし結果として13戸が一つになったということでもあります。これは何回も地域の皆さん方が将来にわたって、今のその人たち経営者の人たちが、今のままでも困らないと。しかし、自分たちの子どもの代を考えた時には非常に難しい状況に置かれるだろうと。そうしたことを解消するために、ある種地域的な英断を持って集団化したということだと思います。その状況と合わせて国も国際化情勢がいろいろ絡んでくるわけでもありますけれども、やはり大型化されていく。また、していくっていうのが国の方針だと思います。

そんなことを含めると、まあ少なからず離農ということは避けられないものとしてあるだろうと。そうした中で、それに対抗する形での新規就農者、これをどんなふうに作り上げていくのかだというふうに思います。

私も町長になりまして2戸の新規就農の酪農家を作りました。その時には行政としての支援策っていうのは多分全道でもトップクラスの支援策だったと思います。今の状況はちょっと分かりませんが、そういう状況の中で2戸の酪農家が就農しました。本当に今日まで頑張ってくれてるというふうに思います。思いますけれども、一面では本当にあの健康を崩す、身体の状態が大丈夫かと。一生懸命働くことよって健康を崩してしまうんじゃないかという心配さえするぐらい一生懸命農業に従事しているように思います。

そんなことを考えますと、やはりトータル的に言いますと、全体としてどういう方向に、また置戸の農業者がどういう形で営農していくのが、まあ正しいというよりも望ましいのかなということも皆で考えていく必要があるだろうというふうに思っております。

しかし、議員もご承知のように、就農者っていうのは簡単なことではないと思います。相当な資本も要りますし、また行政からいろんな形で支援されるとしても、やはり一定程度の機械化も必要ですし、また資金力も問われるわけでありまして、もちろんそこには農協が認める、認めると言いますか、了解が前提ということにもなるわけでありまして、そうしたことも含めて考えていかなければならないだろうというふうに思います。

そこで地域おこし協力隊の隊員の問題でありますけれども、議員からもお話がありましたように、青年の人たちのこのホームステイだとか、それから大きな実績を残してくれた地遊人制度、本当にあの全国に先駆けてと言った方がいいんだらうというふうに思いますけれども、本当に実績として残ったというふうに思いますし、それが置戸の町にとっても大きな影響を及ぼしてきたというふうには言えると思います。しかし、時代がいろいろ変化してきまして、また地遊人制度そのものが新しいその振り出しと言いますか、新しい第一歩を考えていく。そういうような時期にも来てるんじゃないかっていうことで、まあ一時的な休止をしているわけでありまして。

それは時代背景ももちろんありますし、また全国的にも置戸のような地遊人制度っていうのが今全国各地で、また市町村で展開をされてきてるというのも事実でありますので、まあそうしたことが決して珍しいことではなくなったという時代にも入っていると思います。

そうした中でもこの地域おこし協力隊の方々でありますけれども、先程もちょっと触れましたけれども、やはりあのまずやっぱり置戸の中において町を知っていただくことだと思います。そうした中でこの隊員が置戸町っていうものに対して、あるいは置戸町民というものに対して、どういう親近感って言いますか、持てるのかっていうことがやはりベースになるだろうと思います。そのことがきちっと整理をされて、また隊員としてそれをきちっと理解できて、初めて置戸の中で3年間働いたり、あるいは将来この置戸の町で生きていくということにつながっていくんだらうというふうに思います。

したがって、この3年間における、まあ隊員の方の生き方もそうですけれども、また行動もそうですけれども、やはりあの置戸の町民の人たちが隊員に対してどうアプローチしていくのか、また隊員をどう支えていくのか、また隊員に対してどんなふう希望を持っているのか、期待をしているのか、その辺が私どもの立場としても明確にしていく、そういうことが必要なんだらうというふうに思います。そういうことがあって初めて双方の理解が深まっていくんだらうというふうに思います。

第6次の総合計画の中で、まああまり強調されてないと言いますか、そのような見方もあるのかもしれませんが、いずれにいたしましても、いろんな人たちが、またいろんなノウハウって言いま

しょうか、知識を持つてる人たちが、この置戸の町を出入りしていただくっていうか、そんなことも隊員ではなくても、そういうことも含めて考えていく必要があるだろうというふうに思います。

○岩藤議長 6番。

○6番 高谷議員〔一般質問席〕 先に農業問題の関係についてちょっとお話ししたいんですが、いろんな手法があると思います。担い手支援センターからの新規就農に結びつくような事業、これももちろんなんですが、いわゆるその農業と関わることで新規就農に結びつくという意味では、この地域おこし協力隊の制度も非常に有効な手段として考える意味では検討していく必要性というか、そこはあるんだろうというふうに思います。今、町長もおっしゃられたように、勝山のクリーンファームについても将来的なことを考えて一つになって農業を営んでいく、そういう方法が一つ。それから先般立ち上げられました拓実におけるそのフレッシュ農園の関係について、ここも今120ヘクタール、将来的にはですね、段階的にこれ120ヘクタールの農地を使って、そこでその農業を展開していくと。まああの地域も非常にその最終的には1戸ぐらいしか残らないような地域にやはり農地がしっかりと動いているような状況を作らなければならないと。そういう意味であの地域に立ち上げたのだというふうに思いますが、現状その120ヘクタールの農地をしっかりと活用していくためには人が必要であると。そういう意味ではこういう隊員の活動も一つの手段として考えてはどうかというふうに思います。これはあの町はもちろん、それから農協も含めて、この辺については協力しながら進めていく必要がありますけれども、その辺は非常にあの検討する意味があるなというふうに思いますので、今後についてその辺を考えていただきたいなというふうに思います。

隊員の定住に結びつく、そのこれからの活動について、いかに町民と交流を深めながら置戸の町の良さを引き出しながら、ここにその将来的に定住に結びつけるそういう活動が必要かと。そういう意味ではですね、例えばあの地域おこし協力隊のいわゆるその対象となる人たちを行政がですね、行政と言うか、その地域が例えばその広報紙なりホームページで、常にその活動を表に向けて発信しながら隊員の活動をその見守ると言うか、発信すると言うか、そういうことが必要だというふうに思います。

そこでうちの町のホームページをちょっと開いてみたんですが、地域おこし協力隊に対するメニューを検索しても出てきませんでした。そういう意味では少しその辺のPR不足しているなと。そういう意味で今後についてはその辺もしっかり隊員の活動を外に向けて発信する、そういう行政の役割も必要だと、そういうふうに思いますので、そこは検討していただきたいというふうに思います。

まず、そのフレッシュ農園の関係について1点お聞きしたいこと。それから現状いる隊員もちろん、これ3年間しっかり努めてもらいたい。その上で定住に結びつけてもらいたい。それも一つなんですが、今後これから以降ね、今受け入れている隊員以降ですね、どのように考えているのか。さらに隊員を求めて、その隊員にはどういう業務というか、活動してもらいたいのか、その辺についてお考えがあれば伺いたいと思います。

○岩藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 これ先程も申し上げましたけれども、隊員の方っていうのは先程申し上げましたけれども、まずあの地域が隊員に対して何を求めるのか、また何を期待するのか、これがまず明確でないのだと思います。それと隊員の人たちが置戸の町を知ることだと思えます。知って、

そして置戸の町で頑張ってみようかと、3年間とりあえず頑張ってみようかってなるかどうかだと思います。そして初めて置戸の中で自立できるだろうか。そこまでいければ状況は変わると思います。

これはあの行政ばかりじゃなくて、先程来申し上げているように、地域の方々、町民の方々、そうした方々が協力隊に対してどう接していくのか、日常的にどういう関係を作り上げていくのか、私はここに行き着くんだらうというふうに思います。3年以降は別ですよ。3年以降は別ですけども、その前提の助走期間として、この3年間はやはり置戸の町を知り、置戸の人たちを知り、そして置戸の町で自立することが可能かどうかという判断の3年間だらうというふうにあの思います。そのことを中心して考えていく必要はあるだらうというふうには思います。

ホームページの話も出ましたけれども、まあまだ紹介できるような状況でないっていうのと、隊員の人たち自らがやれるような状況を作っておけるといことだと思えます。それによって行政としての、置戸町としてのホームページにどう掲載していくのか、どういう応援をしていくのかになっていくんだらうというふうにあの思います。

それから拓実のフレッシュ農園、まだスタートしたばかりなんで、何とも言えないという状況だと思えます。少なくとも担い手と言いましょうか、働いてくれる人たち、この人たちをどうでしょうか、今探してる状況なのか、ある程度見通しもついてるのかもしれないけれども、やはりあの現場で働いてくれる人たち、そういう人たちを探さなければならない、そして現場の方に定着させなければならないという仕事が、このフレッシュ農園にはあるんだらうというふうに思います。まあそういう状況でありますけれども、国からも大きな支援がありますけれども、行政としてもいろんな形で支えていきたいと、そのように思ってます。答弁漏れがあったらご指摘いただきたいと思えます。

○岩藤議長 6番。

○6番 高谷議員〔一般質問席〕 まあ、あのホームページの関係については、むしろこれ行政の義務なんですよ。だから当然その活動をどうしてるのかっていうのは、あの町民に向かって発信して広報紙なりいろんなところでやることは行政も一つの義務としてやらなければならないと、そういうふうに思います。

それからフレッシュ農園の関係についてはですね、まあ大きな面積もあります。非常に大型の機械を使ったという意味では非常に経験も必要な、そういう現場だと思うんですが、今その地域おこし協力隊についてはですね、国からも大きな支援がある。本人に対する活動するための最低限度の保障もあると、あるいはこれをうまく活用しながら新規就農に結びつける、ある意味その最低限度必要なものはこの3年間で確保する機会を得られるんじゃないかという意味では、主力とならないにしても、やはりそこである程度経験を積み、隊員としての活動はやれるんじゃないかなっていう気がいたしますので、そこは少し行政と農協と一体となって考えていってはどうか。まあそういうふうに思いますので、検討と言ったらまた同じことになりますから、やらないということになりますので、考えていただきたいなというふうに思います。

それともう1点、今後これから今入ってる隊員以降、これからどうするのかと。これ以降どうするのかということをお聞きしたいんですが、町長もあの例えばふるさと納税の話、これちょっとあれかもしれないんですけど、決してあまり好きな事業じゃないというようなことをおっしゃってました。いわゆる返礼品を目的とした、自分たちがその出身というか、自分たちの出身でないところに対して、そ

の故郷として納税するなんていうのはちょっと趣旨が違うぞと、そんな話をしてるんですが、ひとつこの事業についてもちょっと意味は違うかもしれないんですけども、積極的に町長そこら辺は考えてないんじゃないかっていうような思いがあるんですが、今後のこれからの地域おこし協力隊員を新たに募ってこの活動を続けていくのかどうか。その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○岩藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 私自身がふるさと納税に消極的なものですから、理解が不足なのかもしれませんが、ちょっとあのご質問の趣旨が分かりにくかったわけでありまして。できればもう少しお話をさせていただきたいというふうに思いますが、故郷、自分の住んでる町をどう考えていくのかっていうのはどうでしょうか。私はあのそこに心っていうか、気持ちが入らなかつたら本当の意味での故郷を思うなんていうことはないというふうに思ってます。

ですからあの総務省が立ち上げた時は多分こういう形ではなかったんでないのかと、随分変質していったらというふうに思います。間違いだったっていうのはなかなか認めませんから国は。間違いだとは言えませんが、私は極めて消極的です。残念ながら置戸の中に、まあ求められるだけの返礼品がないって言ったらいいんでしょうか。求めてる返礼品というのがご承知のように、多くは食べ物って言いますか、農産物はありますけれども、海産物が大きく占めていると。この現実がもう少し違った形になっていかないといかがなものかというふうに思っております。

まあ、それはそれとして協力隊のこれからという部分ですが、協力隊ばかりじゃなくて、新しい血を置戸の町に輸入していくっていうことの姿勢は必要だと思ってます。それはどの産業においても言えると思います。そのことについて言えば積極的に取り組んでいく必要があるというふうに思ってますし、私自身はその方向で考えていきたいというふうに思ってます。そこにはなんら垣根もありませんから、積極的に新しい血を、この置戸の町に入れていきたいと、そのように思ってます。

○岩藤議長 6番。

○6番 高谷議員〔一般質問席〕 ふるさと納税とこの地域おこし協力隊同じに束ねて考えているわけじゃないんですが、この事業が好きか嫌いかっていうことではどうなのかなと。いわゆる丸抱えですよ国の。まあ隊員に対するその年間のあれが約200万円。それからそれらに関連するもの含めて年間400万円ぐらい、この隊員ひとりについて国が交付税措置をされるわけですね。だからそういうものを頼りながらやるのがどうなんだと言えば、好きか嫌いかと言えば、なかなかその辺についてはあまり好ましくないと思うとすれば嫌いなのかなっていう思いがあったものですから、いわゆるそのふるさと納税なんていうのはその返礼品があるからそこについていうんでは本来の趣旨と違うという意味では町長嫌いなんだろうなと。あまり好ましくないというか、そういうことなんだろうなということで、いわゆる丸抱えがどうなんだろう、嫌いなのか好きなのかっていう意味ではそうかなというふうにちょっと思ったものですから、町長からは新しい血をまあ置戸町の中で取り入れて、これからはどんどんそういう人達が置戸の中で活動できる、そういう機会があれば積極的に進めていくと。そういうお言葉をいただきましたので、ぜひこれに向けてね、あの新たな隊員を求めながら置戸の町で定住して活動してもらえような、そういう支援をしていただきたいというふうに申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○岩藤議長 次に5番 澁谷恒壹議員。

○5番 澁谷議員〔一般質問席〕 それでは私の方から通告に従いまして質問させていただきたいと思
います。多少今の高谷議員の方から農業関係の方では重複する場所もあるかもしれませんがよろしく
お願いしたいと思います。

私は外国人労働者の雇用対策等についてということで町長に質問をしたいと思
います。近年、慢性的な労働力不足が全国的に続いており、本町でも同様で、この事業を福祉関係の方々が予定している
と聞いております。外国人雇用には言葉の問題、宗教的な事柄といろいろな難しいことがあります
が、雇用対策を最重点に置き進めるべきで、労働力不足は全町的な問題で避けては通れない問題と思
います。

オホーツク管内でも国の外国人実習制度に基づき、働く外国人が増えていると聞いて
おります。滞在期間が最長5年間で食品製造業や農業関連が多く、管内では1,416人が働
き、そのうち介護職は非常に少なく、言葉の壁、介護用語の難しさなど厳しい状況と聞
いております。また、町内では先程高谷議員も申しあげましたが、フレッシュ農園の関
係で聞きますと、町内では拓実フレッシュ農園など集約しながら生産性を上げるた
めの手段として進めていますが、今後の労働力不足のことを非常に心配されてお
りました。

議会でも今年10月、道内所管事務調査を視察してきた愛別町では介護施設の関係
者が集まり、地域の介護職の人材確保のため、外国人向け奨学資金制度を4月に創設
し、9月までに上川、宗谷、オホーツクの5町村が加わりスタートいたしました。

この奨学金制度は、上川管内の東川、鷹栖、幌加内と旭川福祉専門学校、各町内
の介護施設で作る、いわゆる外国人介護福祉人材育成支援協議会を創設し、この協
議会加盟施設で一定期間就労すると返済が免除され、制度にかかる費用の8割が
国の交付税措置、2割が受け入れ自治体や施設が負担するとなっております。

このように近隣自治体同士がいろいろな形で実施している先進地もありますので、
先に向けては我が町も雇用対策を国内だけでなく、外国人も対象にした住環境の整
備が必要と思
います。町全体の雇用確保としてどのような対策を考えているか町長に伺
います。

○岩藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 外国人労働者の雇用対策についてであります
が、議員からお話のとおり全国的に労働者不足というふうに言われて
る中でありますが、まあ本町も同様でして、医療や福祉の専門職、
また農業や林業の従事者など、多くの職種で人材が大変集まりにく
いというのが今の状況だというふう
に認識しております。役場職員の募集でも、専門職あるいはこの
臨時職など、限定的職員にお
いても応募者がいないわけでありまして、数度にわたって公募を
続けているというような状況もあるわけ
であります。

そこでご質問の外国人労働者であります
が、平成30年10月末現在で、全国で146万人程度、年々増加傾向
にあります。まあ国籍別では中国がやはり一番多いようでありまして
389,000人、ベトナムが317,000人、次いでフィリピンが164,000
人の順になっているよう
であります。

本町では議員もご承知のように、外国語の指導ALT1名の他に、
二つの事業所で11人の方が技能実習生として就業して
おります。そのうち2名については本町に居住して
おりますが、残りの10

人については事業所の寮がある隣町に居住しております。その他来年の4月よりきたみらい農協で9人のベトナムの方を受け入れする予定というふうに聞いております。

この技能実習制度であります、雇用している事業者でも単に労働力として雇用するというのではなくて、あくまでも実習生として、仕事だけでなく、生活面あるいはご紹介ありましたように宗教の違いだとか日本語教育など、あらゆる面でのサポートが必要となることを認識した上での受け入れがなければというふうに思います。また、そうしたものであるということでもあります。

また、受け入れにあたっては外国人技能実習機構が認定をしております管理団体というのを通すということが条件になっているわけでありまして、現在全国で2,754の管理団体がありまして、オホーツク管内では9つの管理団体が認定をされているという状況であります。

そこで働き手の確保という、そうしたことでの対策であります、各事業所における従業員の確保は事業者の責任において行うものであって、その部分に町が介入していくということは大変難しいというふうに考えております。また、研修期間内のこの研修でありますけれども、これにつきましてもこの管理団体が行うということになっております。

先日の新聞報道で議員もご承知かと思いますが、上川管内の東川町など3町と介護施設の関係者が介護職の人材確保のために支援協議会を設立いたしまして、外国人向けの奨学金制度を創設したという記事でありました。東川町の専門学校で学ぶ介護実習生に対して奨学金を給付して、資格取得後に加盟施設で一定期間就労すると免除されると。この奨学金が免除されるという仕組みのようでありま。他の自治体からこの制度に問い合わせが相次いでいるようにも書かれておりました。

福祉科高校を抱える本町として、制度としてはいかがなものかというふうに思うところもあるわけですが、人材を確保するという策では参考になる事例かというふうにも思っております。グローバルな社会ですので、広く人材を集めていく時代がますます広がることから、既存制度の見直しあるいは新しい制度の創設などにも努めなければならないだろうというふうに思っております。

生活面あるいは宗教のこと、言葉のことなども心配なことは多々ありますので、情報もまだまだ乏しく、今この場でまあ前向きに検討するというのはちょっと言い難いところがあるんですが、ただ住宅の関係についてはいつもまあこうした議論の中では住宅の問題必ず出るんですが、この関係について言えば、事業主の確保が前提ということになりますけれども、まあ空き家情報のことについては逐次提供できますし、所得要件はありますけれども、町営住宅や若者交流センターについては、こうした公共施設については入居条件に差別がありませんので、入居は十分可能であろうというふうに思います。

いずれにいたしましても、事業主から具体的な相談があれば前向きに検討していきたい、応じていきたいと、そのように考えております。

あのいずれにいたしましても、事業主がどういう形でこういう人たちを受け入れるのか、その辺がやはりきちんと明確なものでないと、行政の支援もそうでありますけれども、はっきりした打ち出し方はできないというふうに、今の段階としてはそのように申し上げておきたいと、このように思います。

○岩藤議長 5番。

5番 澁谷議員〔一般質問席〕 今前向きのどちらかという前向きのまあ答弁だったかなと思ってお

ります。しかし、現状としてはやはりあのいつこういったことが定住にっていうことを考えた時に、当然それらも考えた上でやっていかなければならない事柄かなと、そう常に思ってるところでございますので、どうかその辺は第6次の計画の中で十分あの唱えていただきたいなど、進めていってほしいなと思っております。

この先程町長言われましたように、年々外国人の労働者が増えてきてるのは実態で、わずか2年で20万人も増えてるといふ全国です、そういう実態で、先程町長言われましたように、町内にも11名がもうすでにいろんな形で入ってきてるといふことでございますので、何とかまずは住居の問題を行政として相談があれば即対応していただきたいなど、そのように思っております。

それで私自身もいろいろな今の空き家の問題、民間の空き家もあります。これらも含めてやはり総合的に行政がいろんな形で進めていかなければならないことがらかなと、まだそういうことでは昔はどちらかという労働者よりも仕事がなく人が呼べないとか、そういうような話がよく聞かれましたけれど、今は逆に仕事があって募集してもなかなか人が集まらない。まるっきりあの時代が逆転したかのような、そんなような状態だと思います。そのためにどちらかという外国人、日本に来る外国人にしてみれば、日本のやはり生活あるいは技術等をやはりそれなりに興味を持って真剣に取り組んで日本へ来て働きたいと、そういうようなことと言いますと、使う側としては非常に3年、5年という研修制度を利用していただければ安心して使える、していただける制度かなと、そんなふうにも思いますので、是非進めていってほしいなど、そのように思っております。

その他にまあ労働者ばかりでなく、外国人技能実習制度も導入してですね、進めていっていただきたいなど、そのように考えております。現在その現状としてはこの施設をするのを事業者ばかりではなかなかやれない部分が出てきてるといふことですので、まあ人材を確保するのも事業者民間だけでももう限界に来てるといふかなと、そんなようなことも謳われておりますので、行政が直接先に乗り出していかなければならない時代だと、そんなふうにも言っておりますので、どうかその辺も含めてですね、前向きに検討していただきたいと思っております。

また、先に向かつてはですね、北見市を中心とした1市4町が協定書を交わし進めることになっている定住自立圏構想の中で、この中でもですね、私は十分検討を重ねていただいて進めていってほしいなど、そのように思っております。雇用対策は職業問わず北見地方全体の課題としてでも早急に進めることであり、働き手の確保は喫緊の課題でもあり、対策が必要と思っておりますので前向きに検討することを期待しまして私の質問は終わりたいと思っております。

○岩藤議長 答弁は要りませんか。

○5番 澁谷議員〔一般質問席〕 いいですか。

○岩藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 あの、答弁要らなそうなんでやめようかと思いましたがけれども、あの一つだけ申し上げておきたいと思っております。一つだけというよりはなんとなく念を押すような感じがしますがけれども、まあその労働力として求める部分と、その技能実習生ということで、まああの外国人の方を案内するといふのかな、来てくださということとはおのずから違ってくるんだと思っております。やはりあの技能実習っていうことになると、本当にあの1から10まで含めてですね、教えていくっていうのか、それがなかったらなかなか難しいと思っております。もちろんあの外国から来る方も日本のいろんな

その習慣の中で生活するわけでありますから、その日本の風習って言いましょうか、習慣って言いましょうか、そういうことが一つのベースになるんだらうと思います。そうしたことも含めてやはりあの学んでもらうということがベースになるんだと思います。そのことによって日本っていう社会に溶け込んで、そして日本での仕事に力をまあ尽くすっていうのか、そういうものなんだらうというふうに思います。しかし、一番あの労働力不足という部分で、その福祉関係の職場って言いましょうか、事業所って言いましょうか、そういうところは特にあの人材難の状況だと思えます。それはその人の福祉というものに対する技術って言いましょうか、そうしたことが前提になるわけでありますから、そのことをきちっとこの指導もしなければならないということが加わってきますので、より大変なんだらうというふうに思います。

しかし、いずれにいたしましても日本全体が人口減になるわけでありますから、外国人の力も借りなければならぬというのは喫緊の課題としてもあるんだらうというふうに思います。それは何も私どもの町だけではなくて日本全国に言えることなんだらうというふうに思います。そうした意味では先程来定住自立圏構想のことも触れられましたけれども、そうしたことも関係する1市4町で力を合わせながら、より良い形を作れないものかということをお私の方からも提案していきたいというふうに思いますし、1市4町の中でも議論していきたいと、そのように思います。

○岩藤議長 5番。

○5番 澁谷議員〔一般質問席〕大変あの、貴重な答弁をいただきましたけれども、私自身もですね、この定住自立圏構想の中にはぜひ一番先の問題としてですね、課題として取り組んでいってほしいな。その中にぜひこれを入れていくべきじゃないのかなと、そう思ってもおりますので、ぜひ春からでも来年の新年度からですね、実際に見える形でできるような進め方をしてほしいなと、そう思っております。そういうことで期待いたしまして私の質問を終わります。

○岩藤議長 ここでしばらく休憩します10時55分から再開します。

休憩 10時35分

再開 10時55分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番 佐藤勇治議員。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 それでは先に通告しております本町の中長期、おおよそ5年から10年間の財政計画の見通しについて町長に伺います。令和2年度から始まる笑顔と夢を未来につなぐまち置戸をキャッチフレーズに第6次の総合計画が審議され、町長に答申されるとともに、今町議会においても提案されたところであります。

ここ数年を顧みますと、投資的には大きな事業が続きました。まず、おおよそ事業の完了に10年間を要し、総額30数億円に及ぶ簡易水道の再編事業、平成28年度には3億5,000万円の改修費を要したファミリースポーツセンター。同じく5億4,000万円を投じた勝山温泉ゆうゆのリニューアル。また平成30年度には2億4,000万円を要した境野公民館改築事業など、規模の大き

な事業が目白押しに実施され、当然その財源の多くは後年度負担による起債の借入れによるものであります。これらの事業も完了し、既に起債の償還が始まっています。

令和元年度当初予算ベースで見ますと、一般会計、簡易水道特別会計、下水道事業特別会計の3会計を合わせますと、借金と言われる起債残高の総額が82億1,300万円、その償還額が令和元年度単年度には6億9,300万円、これは元金です、利息は入ってません。そしてこれらを含め財源不足を補うため、基金から一般会計への繰り入れとして財政調整基金、減債基金合わせて5億8,300万円の取り崩しを見込み予算計上しております。両基金の残高は30年度末で前年度比2億1,000万円減の24億4,000万円となっております。30年度の決算剰余金のうち、1億2,000万円は減債基金に積み増ししていますので、基金残高の現在高はこれより上回っていると思われます。

これら本町の財政状況を踏まえ、今後我が町の台所はどうなっていくのか。将来どう推移し、今後のまちづくりに財源は担保されているのか。明年度から始まる第6次の総合計画のまちづくりを展望する今、本町の財政状況についてしっかりと認識し、町民全体が実情を共有する必要があると考えます。よって以下の点について具体的に町長に伺います。

1点目は町の借金と言うべき起債の残高は今後どのように推移し、見込まれるのか。2点目は起債残高の償還額のピークは何時頃か。3点目は取り崩し繰り入れによる基金の残高はどう推移し見込まれるのか。最後に4点目は財政規律や健全財政を維持するための歳出抑制と歳入を確保するための方策や考えをどうお持ちか。

以上、この4点について町長に伺います。

○岩藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 中長期財政運営計画の見通しということではありますが、議員からもお話がありましたように、第6次の置戸町総合計画は12月3日に策定審議会から答申をいただきまして、今町議会定例会に上程し、今後議会のみなさんにご審議いただきますのでよろしくお願いを申し上げます。

さて、町の財政運営についてありますが、歳入の5割から6割、これを地方交付税に依存しております。その交付税にはご承知のように過疎対策事業債、通称過疎債と、こう言ってるわけですが、この過疎対策事業債の償還額、これの70%がこれには算入されているということでもあります。それら町債を財源といたしまして各種の建設事業あるいは事業の整備事業等について実施をしております。財政運営の安定を図っているわけでもあります。

過疎債についてであります、3年据え置き9年償還ということになっておりまして、その利率も0.001%。まあ地方自治体にとっては有利な制度だというふうに、有利な借金と言いましょか、通称言ってるのはそこにあるわけでもあります。

また簡易水道の再編整備事業では簡易水道債というのを借りております。これは40年の長期の償還ということになりますけれども、交付税については50%算入されてるという内容のものであります。この過疎債と簡易水道債を抱き合わせすることによって財源の確保をいたしまして、まあ後年度負担の、まあ言ってみれば平準化を図っているということでもあります。

第6次の総合計画では現計画から引き継ぐ事業を含めた計画ということになっておりまして、特別

養護老人ホームの改築あるいは役場庁舎の耐震化、オケクラフトエリアでの森林工芸館周辺の整備、これらについての実施年度あるいは財源対策が確定していない中での起債、あるいは基金の推計値であることを念頭に置いといていただきたいというふうに思います。

また令和2年度のこの投資的経費であります、本年度の8億円に対して7億円程度ということになろうかと思えます。令和2年度であります、また令和の4年度ではこの投資的経費は6億円くらいになるだろうというふうに推計をしております。

そこでご質問の1点目の起債残高の推移であります、簡易水道再編整備を終えまして、一般会計、特別会計合わせて本年度8億4,000万円。そのうち簡易水道が2億3,000万円、下水道が7億8,000万円と、全体の約4割を占めまして、新規の大型発行がなければ本年度が起債残高のピークということになります。

次に2点目の起債償還額のピークであります、本年度は利息を含めて7億3,900万円ですが、簡易水道等の償還により、ピークは令和5年に8億3,000万円ということになっておりまして、それ以降徐々に減少していきだろうというふうに思います。

投資的経費であるハード事業、特別養護老人ホームだとか、それから役場庁舎の耐震化だとか、今申し上げた森林工芸館の周辺の整備など、これらがまあ投資的経費であるハード事業ということになりますでしょうか。これらの起債の他に補助金などの財源対策、これらを含めて慎重に判断していかなければなりませんので、起債借入額あるいは実施時期によりまして、残高及び償還のピークは変化していきだろうというふうに思います。

それから3点目の財政調整基金であります、いわゆる貯金ということであり、財政調整基金それから減債基金の推移であります、平成30年度末残高は2億4,000万円、その他の目的基金というのがあるんですが、この目的基金、それから運用基金というのがあります。それから特別会計の基金というのがあります、これらを合わせますと全体で3億7,000万円ということになっております。

本年度の当初予算において両基金、財調基金、それから減債基金の両基金からの繰入額については5億8,000円を計上しておりますが、交付税の伸びあるいは経費の節減また歳出減ということによりまして、現段階では差し引き2億円台に圧縮できるというふうに見込んでおります。5億8,000万円を見込んでいたんですが、いろいろやりくりしまして2億円台ぐらいに圧縮できるんじゃないかっていうふうに思います。

しかし、次年度以降については政府の財政健全化計画あるいは人口減少社会において地方交付税の維持というのは楽観視するわけにはいかないというふうに思います。決算剰余金を除いてシミュレーションすれば算術計算上では令和12年度に今持っている基金はなくなってしまうということになります。これ単純な計算です。しかし、しかしながらということになるんですが、今年度も平成30年度決算分として翌年度繰越金3,000万円を除いた1億2,000万円をこの減債基金に積み増しすることとしておりますので、例年一定程度の基金の積み立てを行っていることから、基金の現在残高は24億円を毎年2億円の繰入額によって12年間で底をつくということはありません。

4点目の健全財政の維持ということであり、歳出抑制はあらゆる事務事業で努力しなければなりません。高齢化社会の中で医療や福祉経費の扶助費あるいは公共施設の老朽化による維持費、ま

た修繕費等について、おそらく増加の一途をたどっていくだろうというふうに思っております。各種補助金を含めて聖域なき見直しを図らなければならないというふうにも考えております。

一方、歳入においても税収や交付税の減少が予想されることから各種使用料及び利用者負担の増額をお願いし、安定策を図らなければ基金取り崩しが増えていく、増大していくだろうというふうにも思っております。基金が底をつき、予算編成ができないという事態はやはり避けなければならないことでもありますから、今申し上げた点について一方ではやっていかなければならないだろうというふうに思っております。

さて、私が町長に就任して以来、簡易水道再編整備事業を始め社会資本整備あるいはソフト事業の推進によって第4次、第5次の総合計画期間中の20年になりますが、町民生活の幸せということを中心に町政運営を進めてまいりました。町財政の運営では平成30年度に財政調整基金と減債基金合わせまして3倍の24億円まで積み上げてきました。それは将来に備えてきたわけではありますが、だからといってどうこうというわけではありません。両基金は合わせて10億円を超えたのは10年前でありますから、まあつい最近と言えればつい最近、やっとその2桁の億になったということでもあります。

本町の財政運営で地方交付税や過疎債の動向は大変重要であります。また、時限立法であります過疎地域自立促進特別措置法というのがあります。通称過疎法と言ってるんですが、これが来年の3月期限を迎えます。新過疎法として存続されるだろうというふうには思っておりますけれども、今後もそれらの動向を注視しながら国に対して地方財政の現状を訴えながら要請活動を関係の団体っていうよりもほとんどの団体になるわけではありますが、一緒になってスクラムを組んで声をあげていきたいと、そのように思っているところであります。第6次総合計画の実施あるいはその先の置戸町の将来に向けて引き続き安定した財政運営に努めてまいりたいと、このように考えております。

○岩藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 詳しく説明ありがとうございました。まあ一番心配したところは水道の償還がどんどん入ってくるということと、平成28年あるいは30年に行った事業の償還が今まさに始まっているわけですが、そんな中ですね、あの基金が毎年いわゆる歳入の不足分を補って、いつ枯渇するのかなっていう、そういう思いで今回質問をさせていただきました。

2億円ずつ繰り入れれば10年間で終わりだろうという町長のお話でしたが、そうはさせませんという話もありました。それはいろいろやりくりしてですね、そういう枯渇、底をつくようなことはさせないというお話でありましたが、そんなことですね、まあ将来を見込むということはなかなか難しいことだし、ただ過去に借金したこと、いわゆる起債についてはですね。先に向かって返すお金がですね、毎年いくらかかってというのはもう決まっていますんで、それはシミュレーションできるわけですが、ただ、その中でどうやって財源をやりくりして今後ですね、言っていました特養の改修だとか、役場の改築あるいはオケクラフト森林工芸館周辺の整備だとか、そういったことがどういう形で今後6次の施策に載せていくかっていうのが、これはあくまでもその財政計画に基づいた中での、いわゆる財政の裏付けがなければですね、そういった構想も進まないと思いますんで、まあこれは今後のまたあのいろんな課題として、そして議論をしていかなければならないと思っております。

そこですね、若干町長も20年間の自分の行政を振り返ってっていうことでお話がありました。私

もですね、20年間までは掘り下げることはできなかつたんですけど、まあ一応ですね、今回こういう財政の関係の質問させていただくためには、一定程度ですね、過去のいわゆる起債の残高だとか基金の残高がどのように推移していったかということを若干調べてみました。

過去の10年間を調べてですね、今後のことをですね、再質問ってことでもう一度お聞きいたします。過去の10年間の起債残高と基金残高を調べてみますとですね、平成20年に69億9,000万円であった起債残高が、まあ年々減少し、平成24年には10億円減少し、59億8,000万円まで、今までの過去を振り返って最少額でありました。その後年々膨らみ、平成28年には81億9,000万円と80億円の大台を超え、平成30年度の決算では10年間では最大の84億6,800万円まで膨らみました。これは会計ベースで申し上げますと、一般会計で53億3,000万円、簡易水道特別会計で23億5,000万円、下水道会計で7億8,000万円、こういう内訳になっています。

特に28年度で大きく膨らんだ要因としては、先程も申し上げたとおり、簡易水道再編事業の整備が進んだほか、28年度のファミリースポーツセンター、同じく勝山温泉のリニューアル、30年度の境野公民館改築事業など、簡易水道事業を除く、この3事業だけでもですね、合わせて10億円の起債が積み上がったものと考えられます。

そこで、一方基金の残高の動きを見ますとですね、平成20年度にはですね、7億5,000万円しかなかったということだと思います。いわゆる7億2,000万円の貯金という基金がありましたが、平成27年度には最大28億円まで積み上がりました。これは減債基金と財政調整基金、2つの基金、目的基金は除いております。

そんなことで27年度には28億円まで基金が積み上がりました。しかし、28年度には1億400万円の減、29年度には5,000万円の減、30年度には2億900万円の減、31年度は今現在ですね、令和元年ですが、年度途中なので最終的にはまだ不確定で分かりませんが、まあ先程町長も申し述べたとおり、当初予算ベースでは5億8,300万円の取り崩しの予算計上となっております。これは最終的に3月の決算を迎えないと、どういうやりくりになるか分かりません。

そこでですね、これらの財政状況や毎年度の起債償還額を考えますと、第6次総計の新たなまちづくりの財源が確保されるのか、あるいは投資的な事業の展開が可能か、歳入を補う基金の残高はどうかなど、懸念材料が想定されます。これらを総合的に考えますと、今後厳しい財政運営が想定されますが、財政の硬直化の懸念、そして健全財政の確立という観点から、これらの課題についてどうお考えになるのか、先程の答弁と重なる部分もあるかもしれませんが、これらのことについてですね、町長の考えを再度お示しをしていただきたいと思います。

○岩藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 あ、いつも申し上げておりますけれども、絶対的なことで申し上げるならば健全財政だというふうに言っていると思います。しかし、ご承知のように人口3,000人の町で、まあまあこんな予算規模だと思います。全国に1,700ほどありますけれども、多くは大体この財政運営としてはまあまあこんなところじゃないでしょうか。

しかし、国から地方を見た時には、地方は豊かだっている、お金が持っているという見方です。しかし、今置戸の状況をお話しましたけれども、健全財政だとは言ってもこの程度の金しかないわけで

すよ。その中でまちづくりをやっていくということでもありますから、まさにここには知恵を出さなければならないという必須条件があるわけでもありますけれども、いつも家庭も同じだと思うんですけれども、いつもやはり貯金っていうのがどれぐらいあるのかっていうこと。そして毎年の収入はどれぐらい見込んでいけるのかっていうこと、そしてどうしてもこの支出っていうか、出ていくお金がどれぐらいなのかっていうことを、いつも照らし合わせて財政運営をしていかなければならないっていうのは、家庭の中における会計と同じようなところが率直にあってあると思います。

しかし、一方ではこの町の台所っていうのは、時にはこういうような、その小さい規模の財政運営ですけれども、時にはやはり大きな投資をしなければならないという案件も少なからず出てくるだろうと思います。少子化対策ということもそうですし、高齢社会におけるこの高齢者対策って言いましょうか、将来にわたってまあ高齢になっていく町かもしれないけれども、そこに住んでいて安心して暮らせるような、そうした政策を打ち出すためにはこれだけの財源の支出はやむを得ないんだっていうものも、これも頭に置いておく必要があるだろうっていうふうに思います。

それと自然災害ということが頻繁に起きているわけでありまして、自然災害に比較的強いこの地域だっていうふうに言われておりますけれども、絶対ないというふうには誰も保証するものではないと思います。そうしたことも含めて考えていかなければならない。そういうことも認識しながら財政運営をしていかなければならないということだと思えます。

何かあった時に、大きな災害が起きた時に何とか国の方でやってくれるんじゃないかなっていうふうには、安易に思っているのはダメだというふうに思います。それだけに一定程度の財源はやはりいくら人口が減ってるとはいつても、一定程度の財源をきちんと確保しなければならないだろうと。それが町の財政運営の基本になる部分だろうっていうふうに思います。まあ、毎年予算を組んで、最終的には剰余金の金額はどれぐらいなのか、当初借金が5億円なり6億円なりと、その基金から繰り入れてるものが結果としては2億円ぐらい繰り入れればその年は済むというようなことになってるわけですが、それは当初にいい加減な予算を組み立ててるってことじゃなくて、やはりその全体のことを考えながら予算を立てるわけでありまして、そこには一定程度の安定した財政運営ということも念頭に置きながら予算を立ててるもんですから、結果としては最終的にはそれほど基金から繰り入れしないで済むということもありますし、借金を、起債をこれだけ起こす予定だったのが起こさないで済むというような結果ということがあると思います。それがこのうちに限りませんけれども、多くの小規模自治体における財政運営の基本になってる部分だろうと、そのように思います。

○岩藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 これから先、6次の総計ですから、まあ10年間比較的なんていうんですか。楽観的な言葉ではなかったかと思いますが、ただですね、やはりあの財源の確保っていうのは本当に一番大事なことで、まあ財源がなければ仕事できませんので、このことが行政を預かる町長としてはいつもですね、頭の中にあると思うんですよね。まあ最終的にはその財政運営をどう考えるかっていうことなんですけど、先程の回答とも重なるかもしれませんが、やはりこの厳しい財政運営を考えた時、思い切った歳出の抑制と確実な歳入の確保ですね、これを図らなければならぬと思います。

同時に6次総計の新たなまちづくりのスタートにあたってはですね、やはり人口規模にあった、あ

るいは身の丈にあったまちづくりを進める必要があると考えます。このためには徹底的なやはり事務事業の見直し、それから無駄な歳出の抑制、組織や類似団体の統廃合、補助金交付金の精査、あるいは再検討などを検証する項目がいくつもあると思います。

合わせて歳入の確保のためということで、行政サービスと受益者の負担のあり方、これは社会保障の関係ではよく言われてますけども、給付と負担のあり方って国の方ではよく言ってるんですが、我が町においてもですね、いわゆる町の行政サービスと受益者、いわゆる住民ですね、住民あるいは利用者の負担のあり方をですね、やはり検討し、検証する必要がないでしょうか。このためにですね、まあ今の第5次の計画がちょうど10年間終了いたしました。過去の10年間のですね、町政全般を検証するいいタイミング、節目の時に来てるのではないかと私は思っています。

そこでですね、しっかりと第三者による、やはり行政改革推進委員会を立ち上げですね、しっかりと検証・議論するべきではないかと私は思います。その中でですね、行政・財政に精通した知見のある、あるいは見識のある委員さんを任命してですね、まあ一定程度時間をかけて議論して、過去の10年間の検証と、それから今後10年間の進むべき道、そして町民は町民の義務としてですね、どういう負担をしていかなければならないのか。そういったことを念頭においてですね、ぜひですね、まあ過去にも立ち上げたことがありますけれども、町の行政改革推進委員会を設置してですね、もう一度ですね、今後の10年間に向かうための検証ということで、このことについて提案したいと思いますが、まあ町長の考えがありましたら再度お伺いたいと思います。

○岩藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 先程もちよっと申し上げましたけれども、財政調整基金、それから減債基金合わせて24億円の基金があるんだと。毎年2億円ずつ使ってたなら12年程しかもたないんだと。そして底をつくというふうに申し上げましたけれども、そんなことはありませんということも申し上げました。

私はあのちよっとね、こういうことというのは独り歩きする懸念があるので心配するんですよ。まあ今日傍聴にたくさん来ていただけてますけれども、24億円の貯金があるんだとよと。だけど2億円ずつ毎年それを使ったら12年しかもたないんだわと、いかにもその置戸の町が12年しかもたないように独り歩きするというのが一番心配します。なぜなら、そのことによって町民自体が小さくなってしまふからです。そんなことはありません。それがあるとすれば、もうとっくに潰れてますからそれはあり得ません。それはその時の町長もちろんそうでありますけれども、こうやって8人の議員さんいらっしゃるわけですから、その中で議論をし、そして財政運営をどうやっていくのかっていうのは十分なし得る場だというふうに私は思っております。

ですから、新しい組織を作って財政のこの10年間をどうこうだっていうふうには今のところ思っておりません。一番心配するのは予算規模が小さくなることによって町民が小さくなってしまふ。そのことを一番私の立場からすると心配するところでもあります。決して事実を伝えないということじゃないけれども、事実は事実としてきちんと伝える責任がありますけれども、そのことによって町民のこの気持ちが小さくなっていく、またいろんな提案も小さくなってしまふということについては少し懸念するところでもありますので、まあそういうふうにならないように、より健全財政で、より財政規模がもう少し強いものだと言われるような財政運営って言いましょうか、そういうことに心がけてい

きたいと、このように思っています。

○岩藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 3番目の行財政改革の委員会の立ち上げは否定的な言葉でありました。あの私の資料の中にですね、第5次の置戸町行政改革大綱っていうのが平成23年8月に策定された資料があります。これはあの5年間の平成27年度までの行政改革の大綱を示したものであります。その後これ第5次だから第6次はどうなってるかちょっとわかりませんが、まあ少なくとも今町長は大丈夫だということで、それはそのとおり大丈夫なように行財政を運営していただきたいと思いますが、やはりあの一つ一つですね、やっぱりこのここにあるようにですね、推進計画の中でやはり実施計画というか、事務事業をですね、やはり見直していくことが大事なことだと思います。

今回ですね、あの30年度の決算委員会が付託されて、最終的に決算委員長が口頭で報告いたしました。その中でですね、若干まあ補足っていうか、重なりもありますけど、私の方でですね、特に決算委員長も申し述べたとおりですね、いわゆるあの個別の案件なるかもしれませんが、パークゴルフ場が拓殖にあり勝山にあり境野にあると。この3つのパークゴルフ場の1年間ですね、運営経費が1,800万円ほどかかっているわけなんですけど、それに利用する利用料はですね、毎年減ってって今年度はおよそ200万円程度だと、そういうことが決算の資料で分かりました。これはやはりですね、今この利用者の伸びてるのはですね、無料と言われるシニアの方がですね、総じて横ばいか伸びております。特に町外者の方がですね、今は町内の人よりも半分以上多いということで、これらについてもですね。しっかりとやっぱり検証することが必要ではないかと思えます。先程も歳入についてもしっかりと見ていきたいというお話がありましたが、このことも一つ目を付ける必要はないのかということが1点あります。

それからもう1点でございますけど、これもあの決算委員長からの後段最後に申し述べておりましたけど、スクールバスですね、乗車人員と定数の関係でございますけど、まあ子どもの数がどんどん減ってって、学校も中学校1校、それから小学校1校ということで小学校は4つが1つになりました。当然スクールバスで対応しております。ただですね、この乗車人員、乗車率を見ていきますとですね、まああるところでは43.5%、48.3%、極端に少ないところはですね、29人乗りのバスで8名しか乗っていない。乗車率が27.6%、これは朝です。朝は小学生も中学生乗ってきますんで、しかしこれが27.5%、そしてもう一つの路線はですね、これも29人乗りのバスが中学生2名、小学生5名の計7名しか乗ってないと。その乗車率は24.1%。冬場ですね、まあ7名乗車するというので、合わせますと48.3%ということなんですけど、これにしてもですね、夏場はですね、非常に乗車率が低い、そういったことがあります。そして一番乗って、乗車率が高いのは71.1%ということで、それぞれバラバラな状況もあるわけですね。

これはですね、やはり10年一律のごとくですね、子どもの数が減ってきてるのに、このラインをですね、いつまでもこうやってやっていくのかっていうことが議論になると思うんですね。もっとなんて言いますかね、智恵と色々なことを考えた時にですね、バスを小さくするとか、あるいは一定程度もうタクシー会社に委託するとか、方法はまだあると思うんですよ。そういったことをですね、しっかりと考えてですね、あのまあこれからの新しい6次のまちづくりですか、そういったことに進んでいってほしいと思います。

これはもう一部分の話で個別の案件ですから、これはどうのこうのという異論もあるかと思いますが、やはり全体を見通した時にですね、まだまだ無駄なものがないのかなのか。あるいは町民にですね、もう少し努力をしてもらおうとか、汗をかいてもらおうとか、負担をもらおうとか、そういったことも大事な町づくりの一つの方向だと思えますので、最後になりますけれども、町長何かご意見がありましたら伺いたいと思います。

○岩藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 今、議員の方からお話がありましたように、特に後段の部分については町民の理解と協力を求める必要があるんじゃないかって、まったくおっしゃるとおりでありまして、私の考え方と議員の考え方は同じであります。

スクールバスのお話がありましたけれども、バスの関係、スクールバスの関係ばかりじゃなくて、まあ利用する数が減ってるから、それに応じたものに変えていく必要があるんじゃないかと。一面ではそういうふうに捉えて結構だと思います。しかし、それには利用してる方々の、また保護者の方々の理解もきちんと得なきゃならないというふうに思います。そうした努力もしなければならぬというふうに思います。それから小さいものに、小さい車に更新をするという時には、まあもちろん現在がこれだけの大きさだから、更新する時も同じ大きさなんだというふうには全く思っておりません。利用者が少なくなれば、それに応じたスクールバスの更新ということになっていくということは当然のことだというふうに思います。ただ、そのほかに利用していることがないのかということも含めて考えていく必要があるだろうと。スクールバスなんだからってという議論をすれば、あの私の言ってることが本当にいいのかっていうことにもなりますけれども、現実のことを申し上げるならばそういうことだろうというふうに思っております。

いずれにいたしましても、先程来申し上げておりますように、いろいろなもの見直し、議員からもお話がありましたけれども、そうしたことも含めて見直しするところはきちんと見直しをして軽量化を図っていく。そのことも必要だろうというふうにあの思います。

それから負担も理解していただくということも併せて考えていく必要があるだろうというふうに思います。全く考え方についてはあの異論のないところであります。

○岩藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 以上で私の質問を終わります。

○岩藤議長 次に2番 小林満議員。

○2番 小林議員〔一般質問席〕 通告にしたがいまして町長に質問をしたいと思っております。

地方公務員の副業の解禁についてでございますが、地方公務員法では公務員の副業については原則禁止規定がありますが、市町村長の任命権者の許可があれば従事が可能であり、地方公務員法では具体的な運用は明記されておられません。地方の人口減少と少子高齢化はますます進展し、高齢化がピークを迎える2040年頃には人手不足が深刻化し、置戸町においてもあらゆる職種分野の人材の確保が大きな課題となっております。自治体職員の副業は地元の人手不足をカバーし、働き方の多様化にも繋がると思いますが、町長の考え方を伺います。

○岩藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 地方公務員の副業の解禁についてということですが、全国的な人口減少あ

るいは少子高齢化が進むなか、平成30年6月、政府が発表いたしました未来投資戦略2018、この中では社会全体労働力不足が深刻化するなか、国家公務員の兼業についても環境整備を進めるということが明記されまして、また本年の7月には第32次の地方制度調査会の中間報告で、行政と民間がともに貴重な人材を囲い込むのではなく、所属する組織の壁を取り払い、多様な人材が多様な場で力を発揮するようにする必要があるということ、この地方制度調査会の中間報告でありました。

これ以降、積極的に地方公務員法第38条の事前に任命権者の許可を受けて報酬を受けながら、報酬を得ながら副業を承認する自治体が現れてきました。本年11月、渡島管内の鹿部町職員の副業解禁が新聞でも報道され、労働力不足で小さな自治体の運営が行き詰まる2040年問題、これに対処する方策の一つとして注目に値するとのコメントでありました。

そもそも副業の禁止規定については、公務員は全体の奉仕者であり、自己の利益のために働くものではないと守秘義務の厳格な遵守、職務専念義務が根拠でありまして、許可を受けずに公務員が兼職すれば懲戒処分が行われると厳しく戒めているところでもあります。社会全体が副業や多様な働き方により労働力不足を補う方向に向かってはいますが、公務員法の禁止規定、公務員の本質というのは変わることはないことから、副業の許可や拡大は慎重な対応が必要であるというふうに考えております。

本町においては、水泳教室あるいはスキー事業等の公共性の高いと認定したこの講師等については、無報酬ではありますが勤務時間での活動を許可しております。これに準ずる形で副業の対象として地域団体の有償ボランティアあるいはスポーツや文化関連の指導など、こうしたスポーツや文化関連の指導にあたるのはありかなというふうにも考えております。

高齢化社会の到来によりまして、人材不足から役場職員への労力を含めた社会活動等への期待も再三お聞きしますが、従来から本町職員については社会活動に積極的に参加しているというふうに思っております。新たに人材難から一般企業や事業体からのニーズに合わせて職員の副業を推進するには慎重な判断が必要と思えます。

また一方で、役場の人材確保ということで申し上げるならば、これまでも有資格者や民間経験のある社会人の採用など、広く人材を確保してきました。しかし、本年は新規卒業者、社会人の両方で保健師募集を行っておりますが、応募がない状況でもあります。正規職員のみならず、会計年度任用職員、臨時職員であります。この任用職員制度も含めて働く方の希望に合わせた任用にするなど、今後も有資格者等の人材確保は柔軟に対応しなければならないだろうというふうに考えております。

現段階では職員の副業につきましては、副業というよりボランティア的な活動を助長し、企業あるいは団体と協力して双方の労働を補うというよりも、業務や活動を通じて連携を深めることによって職員個々の資質あるいは能力を高めるとともに、住民からの信頼を得て、本町の行政運営の原動力として育てたいと、そのように考えているところであります。

いろいろやってるところの事例もございますので、ぜひあの検討してみたいとは思いますが、慎重を要する問題だろうなというふうに思っております。

○岩藤議長 2番。

○2番 小林議員〔一般質問席〕 あの、検討するということは、町長の言葉から聞けば、それはしないというふうに思うんですが、ぜひ、検討はしていただきたいというふうに思います。

もう一つは、あの最近のこれ静岡にこの間行った時ですね、あの静岡の富士市の新聞にちょっと出てたんですが、タイミートラベルという滞在型のことで旅行やですね、短期アルバイトしたり、あるいは副業まで自治体の町おこしの仕事に就いたりという、いわゆる働き改革が始まってる。今町長が言ったようなことと同じようなことがあるんですが、公務員もですね、1週間ぐらい休みを取って、その間に旅行したり、そしてそこで短期のアルバイトしたりって、そういうことがもうすでに始まっていますよというような新聞の見出しでございました。非常にこの普段はできない滞在や仕事の経験が利用者の成長だけではなくて、人口減少で悩む町に移住促進につながるというふうなことも記載されてるといふように言っています。

先程町長が言ったように、渡島管内の鹿部町が最近の新聞紙上で非常に賑わっておりますけども、企業や団体と協力してその仕組み作りすることが一番大事なのかなと。建前ばかりじゃなくて、一つは今町長が言ったように地域や団体あるいは有償ボランティアでもあるのかなと。あるいはスポーツや文化関連の指導。鹿部町は海がありますから、ホタテや昆布漁の手伝いなどの漁業支援も入っていると。まだ、あの詳細についてはまだ時間がかかりそうですが、新しいものが出るかもしれないといふように言っておりました。

道外では神戸市が非常にこう盛んに公務員の従事の関係について地域貢献をしてるといふように聞いてますが、そのほかに高山市や福井県のそれぞれ働き改革で新しい感覚と発想で進んでるといふふうにも言われています。本町もできるだけ早めに検討してですね、地域と企業・団体とも連携をし合ったですね、できるだけ早期に作っていただきたいなといふふうに思いますが、もう一度町長の答弁をお願いします。

○岩藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕あの公務員の社会では検討するというのはやらないということのように言われましたけれども、もうその時代ではありませんから、あのそういう言葉遣いは私は慎んだ方がいいんじゃないかっていふふうにあの思います。決してうちの職員あのそういうものではないということをおし上げておきたいとします。

それで本題の方に戻ります。鹿部町は議員からお話がありましたように、漁業の支援ということが最大の目的だろうといふふうにあの思います。私も前の町長さんから、このホタテだとか、それから昆布漁の関係について本当に労働力がないんだと、困ってるんだというようなことを伺ったこともありますから、前の町長さんでした。その状況を何とかしなければならぬということで新しい政策として打ち出したんだろうといふふうに思います。それは町の置かれてる状況から判断してそれもあるだろうといふふうに思います。

先程も申し上げましたけれども、文化やスポーツのこの指導者って言いましょうか、そういうことについては有償ではありませんけれども、無償の形でしたけれども、学校からの要請に積極的に応じてきたつもりであります。それが十分かどうか分かりません。十分かどうか分かりませんが、それと合わせて申し上げるならば、特にスポーツなんかそうでしょうけれども、先生方も必ずしも野球の指導者としてふさわしいかどうかというのはちょっと疑問に思う方もゼロではないといふふうに思います。しかし、現状はそうしたこともあります。ありますから学校側の理解も得なければなりませんけれども、そうした部分については積極的に応援することがあっていいんじゃないかといふふ

うに思います。そこに有償という形が私はあるといいんじゃないかっていうふうにあの思ってます。

しかし、本来の公務員としての仕事があるということでありまして、置戸町の役場で申し上げるならば、まあ職員がそれほどボランティアに従事できるだけの時間的余裕がないというのも、これもまた現実の問題としてあるだろうっていうふうに思います。その辺の兼ね合いということをも十分踏まえながら考えていきたいと。考えていきたいというのはやらないということではありませんっていうことだけを申し上げて答弁とさせていただきます。

○岩藤議長 2番、再質問ありますか。

○2番 小林議員〔一般質問席〕 いや、これで終わりです。あの、先程検討したいということは私の方の言葉使いもあると思いますけれども、どちらかというところそういう風習があるなというふうに思ってます。今回、町長改めて町長がそういうことをしないというふうに言ってますので、できるだけ早い機会にですね、あの明示していただきたいなというふうに思います。

だんだん町がですね、過疎化になりますと、どうしても人手に頼ることが多い。特にまああの町内にいる公務員の人ですね、これやってほしい、あれやってほしいということが出てきます。出てきますんで、あのそれが有償でなくても、あの自分の住んでいる地域ですので、そういう貢献もですね、役場職員に積極的に外に出ていってやるのがだんだんこう定着すれば非常に良いのかなというふうに思いますので、その辺については町長の方から職員に指導よろしくお願ひしたいと思います。

○岩藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 私は職員によく申し上げてるんですが、町内における活動だとかということは極めて重要だよっていうふうに申し上げてます。それはなぜかと言いますと、自治会活動をやることによって、あるいは町内の活動に積極的に参加をすることによって顔を覚えてくれたり、役場の職員でどのポジションの仕事してるのかっていうことも理解してくれますよと。そのことを町内の人たちから、あるいは町の人たちから理解してもらっていけば、あなたの持っている仕事がお願ひ事として地域に、町内に持ち帰った時に、私は日頃の町内における活動があれば仕事の半分は成立しているだろうというふうに申し上げてます。

ですから職員もそういう心構えはあるだろうというふうにあの思います。ぜひよろしくお願ひを申し上げたいと、教育についてもよろしくお願ひ申し上げたいと、そのように思います。

○岩藤議長 しばらく休憩します。午後1時から再開いたします

休憩 12時00分

再開 13時00分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

1番 石井伸二議員。

○1番 石井議員〔一般質問席〕 それでは通告に従い町長にお伺いをいたします。

高齢者へのマイナンバーカードの普及についてということで、現在金融機関等で代理人が諸手続きをする際にですね、身分証を求められます。運転免許証やパスポート等、公的機関が発行した顔写真

付きの証明書の提示が必要な時が時々あります。しかし、高齢者において運転免許証を返納する方も増え、顔写真付きの証明書を所持していない方が数多くなっているというふうに思います。

たまたま、私の父の金融機関でのある手続きの際、確か3つの身分証明を求められました。写真入りの運転免許証があれば2つで済んだのかもしれませんが、すでに返納し、身分証明書にして使えるようにと証明書をもらっていたわけですが、住所変更をしていなかったことから使い物になりませんでした。名前や生年月日、住所が書かれているもの。そこで考えついたのが、まあ健康保険証、それからマイナンバーの通知カード、もう一つ必要ということで、新しく介護保険証を発行してもらい対応をしたところでした。

マイナンバーカードで、1枚で事が済むんでしたら両親にマイナンバーカードを持たせた方がいいのかなというふうに思っているところです。急病等で金融機関などの窓口には本人が行けない事態が発生する可能性の高い高齢者に、このマイナンバーカードが広く浸透し、取得率が向上することで、カード1枚で身分確認ができ、本人やご家族の各種手続きにおいて利便性が図られるというふうに思います。今後金融機関等と連携をして積極的な普及に取り組む方法、考えはないか、町長に伺います。

先月ですか、各戸に内閣府のマイナンバーでどう変わったというパンフレットが全戸配布されたところですが、マイナンバーカード普及に対する国の動き、町職員の取得率についてもお聞かせを願いたいというふうに思います。

○岩藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 高齢者へのマイナンバーカードの普及についてというご質問であります。初めにマイナンバー制度についてであります。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律というのがありまして、平成25年に成立をし、28年に運用が開始されたわけです。

マイナンバーとは12桁の番号で社会保障、税、災害対策の3分野の法律で認められた手続きに限り利用するもので、複数の機関に存在する個人の情報が同一人であることを確認するために活用されるものであります。ご承知のとおりであります。

カードは顔写真付きのため、公的な身分証明書としての利用、重ねて電子証明機能を付与すればe-Taxなど、オンラインでの行政手続きとして利用できます。また自治体により異なるわけですが、コンビニ等で各種証明書を取得することもできるものであります。運転免許証やパスポートなど、顔写真付きの証明を持たない方の本人確認には住所、氏名、生年月日の確認が取れる書類2点の提示を求められるため、本人確認が同時に済む有効なカードであると言えます。

しかしながら、現在までなかなか普及が進まないことから、総務省は本年6月、マイナンバーの利活用を図ることを目的に、マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する法律を定めまして、令和2年度には自治体ポイントによる消費活性化、令和3年3月からはマイナンバーカードの健康保険証利用の本格運用を目指して、オンライン資格確認や医療機関での保険証読み取り装置等のシステム整備の支援を盛り込んでおります。

さらに国家公務員、地方公務員については率先した取得を促しております。私ども市町村職員共済組合を通じて9月の中旬であります。各職員に通知がなされております。現段階ではほんの数名の手続きしか進んでいない状況であります。4、5名だと思っております。

また、施策の円滑実施に向け、マイナンバーカード交付円滑化計画の策定が求められ、本年10月、置戸町のマイナンバーカード交付円滑化計画を策定いたしました。令和5年3月末には町民の95%の取得を目指しております。交付枚数の現状であります、12月1日現在で410枚、取得率にしまして14.03%であり、計画中の達成には大きなハードルがございます。

参考までに11月1日現在であります、北海道は639,000枚で12%、全国では18,233,000枚でありまして、14.3%の取得率ということになっております。

マイナンバーカードはあくまでも本人の意思により申請行為を行うことで、そうしたことでの取得するものであります、総務省は令和4年度末にはほとんどの国民がマイナンバーカードを持つことを想定しております。今後の情報環境整備の進捗状況を踏まえ、町の対応として未交付者に対し来庁機会を捉えた申請の勧誘を始め、申請手続きのサポートなどに努めてまいりたいと、このように思っております。また、広報等を通じて詳細が決まり次第、順次周知等を行ってまいりたいと存じます。

なお、議員からご提案の金融機関との連携による取得勧誘は現時点では難しいと考えておりまして、役場窓口での対応を丁寧に行ってまいりたいと、このように考えております。

いずれにいたしましても95%を目標にしておりますけれども、現状は極めて厳しいという状況でありますので、少しずつと言います、丁寧に説明をして、取得に向けて努力をしたいと、このように思います。

○岩藤議長 1番。

○1番 石井議員〔一般質問席〕 まあ第6次の総合計画の基本目標のトップにも高齢者福祉の充実が掲げられております。痒いところにも手が届く施策と言いますか、小さなものでもどんどん取り組んでいかなければならないんだろうというふうに思っているところです。高齢者の方が元気で生活をしていければ一番良いのですが、サポートが必要になった時ですね、またサポートする側にとってもいろいろな手続き上、やっぱり本人確認のできる写真付きの身分証明書があった方がいいのと、実体験としてあるものですから、まあ今回この質問をさせていただきました。

今日の道新の社説にもマイナンバーカードについて載っておりましたが、先程町長が言われたことに関してですね、まあ95%を目指すというふうに言っておられますが、申請にも来られない、役場窓口にも来られない高齢者の方との対応というのが非常に大切になってくるのかなというふうにも思います。

ちょっと、ふと思ったんですけども、例えば健康と長寿の祝い品にマイナンバーカードであったり、町発行の身分証明書を送るというのも一つの手なのかなというふうにも思いますが、なかなか先行きの見えないようなところがあるんですが、普及に向けて頑張っていたきたいとしか言いようが今はないですね。よろしく願いをして私の質問を終わりたいというふうに思います。

○岩藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 このマイナンバーカードの内容について、議員も十分承知しているがゆえになかなか面倒な質問になってしまうのかもしれないし、答える側の私としても非常に難しいというふうに言わざるを得ないのが、このマイナンバーカードのことであります。

なぜなら、その前提に個人情報という問題がありまして、確かにその高齢になってきていろいろと障害があって、マイナンバーカードがあると便利なのにねという思いは当然あるんだろうというふう

に思いますけれども、一方では個人情報をきちっと尊重し、守れという部分がありますので、非常に難しいというふうに言わざるを得ないと思います。ただ、あの町民の95%取得を目指す計画でありますので、そうしたことに、またそういう実現に向けて丁寧に説明していきたいと、このように思いますのでご理解いただきたいと思います。

○岩藤議長 次に7番 嘉藤均議員。

○7番 嘉藤議員〔一般質問席〕 それでは通告に従いまして町長に2点ほど質問をしたいと思います。第1の質問でありますけれども、第6次総合計画、目標人口2,500人に対する施策についてということでありますけれども、午前中の高谷議員あるいは佐藤議員と多々重なる部分もあろうかと思っておりますけれどもお許しをいただきたいというふうに思います。

第6次総合計画は今定例会において、議案第78号で提案理由の説明がなされ、議会に審査特別委員会を設置し、付託を受けたところであります。今後審査特別委員会の中で何度となく審議・議論、やり取りを進めていくこととなりますが、計画最終年2029年、令和11年度までの目標人口を2,500人と設定いたします。否定はいたしませんけれども、相当ハードルが高いという思いを持っております。

第5次総合計画では目標人口を3,000人と設定し、今年度最終年度を迎えました。11月30日現在の置戸町の人口は2,840人です。国立社会保障人口問題研究所の推計値によりますと、令和2年で2,768人、10年後の令和12年には2,155人に、またその10年後には、令和22年1,605人との推計をされております。

今計画では相当厳しい数字になっておりますけれども、計画の中では、しかし、本計画に基づいた定住促進環境の整備や就業環境の向上、子育て支援の充実など、町の特性や魅力を生かした取り組みによって子育て世代の転出抑制と転入促進を図るとのことです。実際にどのような施策を持って実施をしていくのかをお伺いいたします。

○岩藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 第6次総合計画、目標人口2,500人に対する施策についてということですが、第6次の置戸町総合計画では平成30年度から2年間をかけて10名の総合計画審議会委員を中心に、町民アンケートあるいは各分野の代表による懇談会、子どもワークショップなどでいろいろとご意見をいただいて策定をいたしました。

この計画では10年後の目標人口を2,500人と設定いたしましたが、今や全国的に少子高齢化の影響による人口減少が加速しておりまして、本町も今後人口減少が続いていくことは避けられないだろうということから2,500人を目標としたところであります。

紹介ありましたように、11月末の本町人口が2,840人です。10年後の人口を2,500人とする目標は確かにハードルが高いかもしれませんが、持続可能なまちづくりを進めていく上で必要最小限の人口規模であろうというふうに考えております。

本町の特徴としては少子高齢化の影響もござります。出生者数よりも亡くなる方の数が多い自然減が大きいこともあって、第6次総合計画では年齢構成を考え、特に子育て世代の転出抑制と転入促進を図ることといたしました。これまで取り組んできました様々な子育て支援施策や住宅関連施策など、より充実させていくことで実現したいと考えております。

子育て教育環境、住みよい環境、あるいは支援内容、これらについても現制度の見直しなどが必要であろうというふうにも考えております。まずはこうした施策について町内にとどまらず、町外に向けて広くPRしていく必要があろうかというふうにも思っております。

そこで本町を知ってもらい、来てもらうきっかけを作り、移住・定住へつなげていけるような施策をこれから考えていかなければならないというふうにも思っております。第6次総合計画で実行していく具体的な施策については、現在各課担当ごとに調整を行い、新年度予算の編成作業とともに進めております。しかし、依然厳しい財政状況の中でありますので、緊急度、重要度の高い施策から優先的、計画的に実施したいというふうにも考えております。

施策の一つの検討事項と言いましょうか、ということでは、一つは乳幼児の保育教育環境の充実になってくるであろうと。それにはどんぐりの増築あるいは改修について具体的に進める段階にきておりますけれども、これらについて実施していきたいというふうにも思っております。また、老朽化しております児童センターの改築あるいは小学校、中学校の一貫教育の推進、そのことから生まれてくる教育の活性化って言いましょうか、そうしたことも考えていく必要があるだろうというふうにも思っております。また、障がい児対策の充実、保健・健康対策の充実も必要であろうというふうにも思います。それから住みやすい環境づくりにおいては、やはり住環境の整備ということが基本になるだろうというふうにも思います。定住自立圏の中でも、住みやすい地域のことをPRしていく、また都市と格差のない環境だということもPRしていく必要があるだろうというふうにも考えております。

それから基幹産業の農業林業等の担い手確保は何人かのご質問の方にもお答えしてきていますけれども、大切なこの対策としての要件になってくるだろうというふうにも思っております。新規の就農あるいは法人の従業員の確保、また林業における緑の雇用プラス町の単独事業の拡大、そうしたこともやっていく必要があるだろうというふうにも思います。

それと30数年の歴史があるオケクラフト作り手の養成ほか、当然のことではありますが、魅力あるクラフト作りと合わせて食との連携についても作り上げていく、さらにステップアップさせていく必要があるだろうというふうにも思います。

それから災害の少ない安定した地域でもありますけれども、そうしたことを念頭に、さらに前に進めるようなまちづくりを考えていく必要があるだろうというふうにも思います。

それから5つ目ぐらいになりましょうか、この置戸の山や川など自然環境を大切にするまちづくりがその基本にあるんだということも含めて、一つのテーマとして検討していく必要があるんじゃないかなと、そのように思っているところであります。

まあ政策の柱として考える点についてはいろいろありますけれども、大雑把に申し上げるならば、今申し上げた5、6点になってくのかなというふうにも思っております。

○岩藤議長 7番。

○7番 嘉藤議員〔一般質問席〕 今町長から答弁と言いますか、施策についてのお話ありがとうございました。なかなか具体的にはまあこれから計画を立ててということになってくるというように、今お聞きをいたしましたけども、かなりたくさん課題が置戸の町にもあるのかなというふうにも思っておりますし、2,500人を維持するには、目標人口を達成するには、相当な担当課を設けるなり、あるいは担当職員を置くようなことが必要になってくるのかなということも考えております。

先日、浦河町の方に道内の所管事務調査でお伺いをして調査をいたしましたけども、その時にも実は定住対策ということでシニア世代を狙ってですね、多くの町外者を町に受け入れてるような状況を見てまいりました。置戸町にも共通する部分があるのかなというふうに思いながらも、置戸町はこの目標人口を達成するということになりますと、本当に前段で相当ハードルが高いよということを申し上げましたけども、まあ本当に専門的なことでやっていかないと、今までのようなことをやっていたんでは絵に描いた餅のようになってしまって、実行が困難になってしまうのかなという、そういう心配をしております。もう少しなんか具体的なことがあれば町長の方からお伺いをしたいと思っておりますけども。

○岩藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 まあ今までいろんなことをやってきて、その結果としてなかなか人口減に歯止めがかからないっていうのが現実の問題です。それだけに非常に厳しい状況下にあるというふうに言わざるを得ないと思っております。

まあ3,000人を切って2,800人台になってますけれども、この2,800人の人の、このなんて言ったらいいんでしょうか、中での動きと言いましょか、相当な動きがあるということです。ですから、いろんなやってる結果として総体数として減ってるということが現実の問題としてあるわけで、それをどう受け止め、どう克服していくのかと、まあ簡単に言えばそこに行く着くところなんです、それが一番の難しいところです。

まあ具体的な、今申し上げましたけれども、今やっている、やってきたこと、そのことをもう一度振り返りながら、より力を入れるところは力を入れて、また施策的にもそうしたことにもっとこの利用しやすいっていうのか、使いやすいものに変えていくとか、そういうことが今差し迫った問題として必要なんでないのかなというふうに思います。

まあ、あのいろんな施策を展開する中で、人口を少しでも確保していくという大きなテーマがありますので、それに向かって努力していきたいと、このように思います。

○岩藤議長 7番。

○7番 嘉藤議員〔一般質問席〕 まあ目標人口に向かってというような答弁でありました。私もそう思いますし、このまちづくりというのはまあ行政だけでもできない、議会だけでもできない、町民と一緒にあって置戸町が一体となってこの町をつくっていく、目標を目指していくということが、この6次総計に課された課題かなというふうに考えております。

まあそういう意味では今申し上げたように、行政が、議会が、町民がということではなくて、皆さん一体となって6次総計のことを皆で考えていけたら、先に繋がっていくのかなという感じはしております。

まあ具体的なものは今後ということでありまして、議会に今付託を受けている途中でありますので、詳しくはそちらの方でまた議論をさせていただきたいというふうに思っておりまして、1つ目の質問終わって2つ目の質問にさせていただきたいと思っております。

2つ目の質問、井上町長5期20年の総括についてということでありまして、大変失礼だと思いますが、4年に1度、この時期になりますと町長のことについても、町民の皆様からも関心が非常に高くですね、誰かそういう質問をしてくれないかということもありますし、私自身も心配する部

分もたくさんありますので、そのことをお聞きしたいと思います。

来春には井上町長の5期20年という部分を終える時期が来ますけれども、一言で20年といってもですね、いろんなことの積み重ねがあり、今日を迎えたことと思います。町村合併の破綻、銀河線の廃止、幼稚園や保育園の一元化、あるいは小学校の統合、簡易水道の統合事業など、語り尽くせないお話があるかと思いますが、20年間町長の総括として伺いをいたします。

○岩藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 5期20年の総括ということではありますが、今やっていることに間違いはないか、町の将来にこの事業は役立っているのか、やっていることが真に町民のためになっているのか、そのことをずっとというか、いつも考えるわけであります。

いつもクエスチョンですね。しかし、町村長はだいたい日々そんなことを考えながら仕事をしているというふうに思いますが、まあそういう生き物だということでご理解いただきたいと思います。

町長に就任したのが平成12年6月10日であります。したがって任期満了は来年の6月9日、私の誕生日でありまして、その日は73歳になります。任期満了まで6ヶ月残されています。

総括するにはもう少し時間がほしいですね。まあそうは言っても19年半、責任ある仕事をさせていただいたわけですから、いくつかお話をさせていただきたいと、このように思います。

まあ話をする順番っていうのはなかなかつけられませんが、自らのこの心を揺さぶるようなこと、そんなことを当然ながら忘れられない事項としてあるわけであります。

その最大のものは、やはりふるさと銀河線の廃止だろうっていうふうに思っています。平成18年の4月20日、13時42分にお別れ列車が陸別に向かって出発をしたわけでありまして。現在の置戸の前の置戸の駅でありますけれども、まあここに高校生たちがたくさん集まって、この陸別に向かってのお別れ列車を見送った後、当然ながら多くの町民も来ていただいたわけでありまして。

なぜ私がこれを一番最初にあげたかっていうのは、実は職員時代にふるさと銀河線の前身っていうことになるんですが、池北線の廃止反対の総決起大会をスポーツセンターの2階で開催をいたしました。その時にぜひ大事な置戸の将来にとっても極めて重要なこの集まりなんで、ぜひこの集會に参加してくださいということで、70戸を超える自治会長さんのところ、また事業所を毎晩歩きました。1年半ぐらいかかったと思います。かつてないぐらいあの集まった、集まってくれたわけでありまして、そのことはまだ記憶に残ってる方もいらっしゃると思うんですが、かつてこれだけ集まったことがないだけ集まってくれました。それだけまあ当時の池北線の廃止ということには大きなものが町民の人たちにもあつたらうというふうには思います。集會っていうか、決起大会としては大盛會だというふうにあの思います。そのことが第三セクター鉄道のふるさと銀河線として残った結構大きな要因としてあつたと思います。それは町民がひとつになったっていうことです。それだけに、私にとりまして忘れられないひとつであります。

それから小学校の統廃合でありますけれども、これもあの町長としては非常に苦しい判断でありました。判断でありますけれども、私は子どもを中心に考えるべきことだと、子どもの教育どうあらねばならんのかと。ですから子ども、まあちょっときつい言い方だつたと思うんですが、子どもを人質に取るようなことだけは地域の議論の中でやめてほしいということを守ってきました。したがって時間もかかりましたけれども、学校が地域にとってどれほど大きな、そして大切なものか

ていうのは、私は境野小学校の出身ですからよくわかります。よくわかりますけれども、今申し上げたように、子どもの将来、子どもの教育ということを考えたら、どこかで大人としての判断をせざるを得ないっていうのがありました。そんなことから小学校の統廃合についてやってきたわけでありませぬ。最後にはそれぞれの地域の人たちの理解をいただいて統合することができたっていうふうに思っております。

それからこれも一つの延長線上になるんですが、幼稚園、保育園、それからへき地保育所の一元化であります。この場で言うことでもありませんけれども、この幼稚園、保育園を運営している母体というのがキリスト教の方々だとか仏教関係の方々とか、それから神道の方々だとか、それぞれ違いがありました。違いがありましたけれども、これもきちっとした、そして時間がかかりましたけれども、丁寧に説明してきたつもりです。時の運営者の方々の理解があったからだと思っておりますが、平成20年にこどもセンターどんぐりとして、他の町村に先駆けて認定こども園を開設することができたわけでありませぬ、いずれも町民の方々、関係者の方々の理解があつてのことでもありますけれども、私自身はいろんな意見ありましたがブレることがなかったってことです。そんなことで進めてきました。

それから障がい者の拠点施設作りとしてのキッチン木の実の開設でありませぬ。これは私自身の夢と言いましょか、大きな期待でした。あの町の人口は決して多くはありませぬでしたけれども、不幸にしてというのか、障がいを持って人々、その人々との私自身の交流もありませぬけれども、その人々、障がいを持って子々、またその子どもを持っている親々、この人々の行く末というのか、先を考えた時に、やはり悩みごと大きく膨れてくるんだらうなというふうに思いましょけれども、そうしたことをこの身近な生活の中で相談をできる、相談のやり取りができるという施設が私は必要だというふうに思いましょ。まああのご承知のように店じまいをする薬局屋さんの建物を売ってもらいましょして今の施設を作り上げることができたんですが、まもなく6周年、オープンから6周年を迎えると思うんですが、これにはNPO法人たちつとへの皆さん方の努力があつて、順調につて言いましょか、大変ご苦勞もあるんでしょけれども、順調に進んできているというふうに思いましょ。そんなことでまあキッチン木の実の問題が4つ目としてあるということでもあります。

5つ目としては多目的交流施設「げんき」の建設であります。なかなかこれには、ここにいらっしゃる議員の皆さんは経験ないと思いましょけれども、その先輩の議員の皆さんには、まあ地域から要望があつたり、状況によってその要望書が一時的でありませぬけれども取り下げたりとか、いろいろありませぬ。いろいろありませぬけれども、私は高齢社会がこれからどンドンどンドン進む中で悩みごといろいろ出てくるだらうと。できるだけ家から少しでも外に出るようなことが大事なことだらうというふうに思いましょ。それにはどういう形で外に出させるつていうか、そういうような施策を必要としているのかつていうふうに考えた時には、どこかで誰にも気兼ねせぬに集まれる場所を作らなければならぬと思いましょ。今の多目的運動施設であります「げんき」を考えたましょけれども、ゲートボール中心で、まあ公共施設があれば使われているのは多分あそこが一番だと思いましょ。一番だと思いましょけれども、必ずしもゲートボールやらなくてもいいんだと、家から出て、そしてあそこの休憩室の和室を使つて囲碁打つたり、将棋をやつたり、テレビを見たり、本を読んだり、自由にあそこを利用したらいいんじゃないだらうかというふうに考えてあれを作つたわけでありませぬ、こ

れには林野庁も、それから北海道庁の水産林務部の人たちの、当時の人たちの力が非常に大きかったわけであります。何も図面も何もなしで2億円かかるんだと。事業費としては2億円かかるんだっていうことを林野庁に持ち込みました。冬場に一番のこの寒さも含めてであります、建物施設の的に問題になるのがやはりその冬場の問題だというふうに思っていました。それで木造でやるんだけど、建てたいんだけど、事業としては2億円はかかるであろうということをお願いしまして、林野庁にはその当時事業費として一番大きな事業は3,000万円だということに言われました。3,000万円だと学校の腰壁を木造にするぐらいのことしかできないんじゃないかと。私が考えてるのはこういうことだということに、今ちょっと荒っぽい話で申し訳ないんですが、話をしました。その時に林野庁の職員の人が係長は、少し時間を貸してくれって言われました。何も手元にないから時間はいくらでも貸しますと、ぜひ前向きに検討してほしいということをお願いしまして、道庁にもそのことを伝えました。道の人も何回か林野庁の方に足を運んでくれたようにも聞いておりますが、最終的にこの補助要綱を変えてくれました。3,000万円から2億円に変えてくれました。当然ながら希望を取り直したんですが、3倍に膨れ上がったということでありました。3倍に膨れ上がると置戸のその多目的運動施設というのがちょっと怪しげになるんじゃないかっていうふうに申し上げましたら、いや町長さん、それは心配ないと。北海道は置戸町のそういう施設に特化してるからそれは心配することはないっていうふうに言ってくれまして、そして実現した施設です。1億7,000万円ぐらいだったと思います。2分の1の補助金をもらいましたけれども、それがあつたから木造の多目的屋内運動施設を作ることができたんだっていうふうに思ってますが、それには今申し上げましたように、本当にあの国の機関もそうでしたけれども、まあその中間にある北海道庁の関係部局、本当に一生懸命やってくれたというふうに今でも思っているところであります。

それから6つ目になるかもしれませんが、開町100周年の節目を町民の皆さんと一緒にしてお祝いすることができたということであります。主催事業の8つの事業を含めて32の事業を実施したわけであります。

まああの主催事業ではなかったかもしれませんが、特にこのOGF、それから町民構成劇としての命のつながり。それから子ども100年まつりでの町民のこのパワー。これは2世紀を迎えた本町の大きな財産になったように思ってます。職員も相当苦労したと思います。関係者の人も苦労したと思います。OGFの問題については少しまだ課題も残ってます。残ってますけれども、私本当に良かったと思ってます。多分彼らは今の整理をしなければならぬ問題は、彼らの責任として処理しなければならぬというふうに思います。それが次のステップを踏める大きなことだから、何回も申し上げてきてるわけであります。まあそのうち、いろいろ時代も動いてるから、またいいこともあるんじゃないかということをお願いしてきておりますけれども、今申し上げたように、やってきたことの責任はやっぱり取らないと次のステップは踏めないということであります。しかし、置戸の若者たちよくやったというふうに思っております。

それから置戸の夏まつり人間ばん馬大会のことについてちょっと触れたいと思います。2年前になりましたら、どしゃぶりのテントの中で開会式をやったわけでありますが、その時に美幌の自衛隊のチームでありますけれども、カイリキオーのOBの方でしたけれども、この大会に対してお礼の選手宣誓をさせてほしいというようなお話がありました。もちろん了解したわけでありまして、

その時にまあ自分たちをこんなにも熱く、そして感動させてくれたまつりというものに感謝したいというような内容だったと思います。その舞台がああ、テントの中とはいえドロドロでした。ドロドロの足元の中で、彼が選手宣誓をやった中身っていうのは結構感動的でありました。それっていうのはこの置戸の夏まつりが単なる夏のイベントということだけではなくて、町が発展してきた、この歴史に裏打ちされた、そういうものだからなんだろうなっていうふうに改めて再認識したって言いましょうか、そんな感じでした。

このことは、これから何10回と私は続いていくというふうに思いますけれども、町民が一緒になって、やっぱりこのまつりを盛り上げていく、守っていく。そのことの何て言ったらいいんでしょうかね、重要性っていうか、大切な宝物のひとつだというふうに私は考えていいんじゃないかなっていうふうにあの思っております。

まあ7つほど今申し上げました。オケクラフトのこと、図書館のこと、基幹産業のこの農林業のこと、32億円かけた簡易水道統合のこと、教育環境の整備をはじめとする人づくり、そしてまちづくり総体のこと、まだまだ言い尽くせないことたくさんあります。しかし、この辺で区切りとしたいというふうに思います。

町を、そして地域を元気にするためには構想力が必要になります。これは職員の仕事納めの時もそうですし、新年の仕事を始める時にも時々申し上げてきています。構想力のないところに町の発展は私はないと思ってます。ですから、その地域をやはり元気にするにはこの構想力がなければならないというふうに思っております。

まあ全国的に人口減少社会を迎えているわけではありますが、第5次総計で目指す人口を3,000人としたわけではありますが、今2,840人です。想定より速いスピードでしたが、申し上げたように施策を行った結果ですので、現実を受け止めなければならないというふうに思っております。しかし、行ってきた施策に間違いはないというふうに思っておりますし、今後の町民生活に生かされることを確信しています。

まあ小さな町でもやはり町民の笑顔が似合う、そして小さな町ではありますけれどもキラリと輝く町であってほしいなというふうに思っております。まあ議員が求めている20年の総括、19年半の総括になるかどうかちょっとわかりませんが、ご質問いただきましたので、まあ思うに任せて言ったらちょっと失礼なんですけども、まあそんなことで少しまとめてそのうちの何点かについて申し上げます。

いずれにしても先程来何人かのご質問の方にお答えしましたけれども、まちづくりっていうのはそこにやっぱり心が行き交うような、そういうものでないと私はダメだというふうに思ってます。それだけにひとりが努力すれば何とかなるというものではないというふうに思ってます。そこに住んでいる置戸町民みんながいろんな形で連携し協力し合いながらつくっていくんだというようなことが、この根本になければならないだろうなっていうふうに思っております。

そんなことで、あのお聞きをいただきましてありがとうございます。

○岩藤議長 7番。

○7番 嘉藤議員〔一般質問席〕 20年間の19年半ですか、の総括ということで町長からお話をいただきました。まだまだ語り尽くせないことがたくさんあるのかなというふうに思いましたし、1つ

1つの思い出と言いますか、事業に対して心を込めてやってきたことは今の置戸町になってるのかないうふうに感じをいたしました。本当にまだまだいろいろ聞きたいことはたくさんありますけども、まあここでちょっと形と言いますか、方向を変えてですね。

私はあの過去にですね、議員にさせていただいてすぐの時でありましたか、あの多選禁止条例ということで神奈川県、知事ですね、神奈川県、知事が3期12年という条例を設けました。その時に私町長に質問いたしました。まあ賛成ではあるけども、私は4期16年はやりますよというふうな、その時の答弁でありましたけれども、今5期目の終盤を迎えているということでもあります。

また、今20年って本当に長いなと思ながらもですね、まあこの期間、町長大病を何度か、たくさん大病をされて、それを克服して今のこの姿があるのかなというふうに思いますし、その気力と言いますか、気持ちには本当に私自身も感服をいたすところでもあります。それでまあ今町長の思いがすごく伝わりましたが、この後どこかの時点では今後の方針どうやっていこう、6期目を迎えるのか、この辺で引退するのかということも表明するのかという場ができようかと思っておりますけども、本人それを何時頃というふうに考えているのかをお尋ねしてまいりたいと思っております。よろしくお願いたします。

○岩藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕なかなか、断定的に言っているものかどうかというのは、ちょっと迷いがあります。先程申し上げましたように、日々いろんなことを考えながらやってるんだと、まだ6ヶ月残ってるんだということを冒頭申し上げました。したがって、その間の6ヶ月は全力投球する責任があるというふうには思っています。しかし、6ヶ月何も言わないで過ごすというわけにはいきませんから、適当な時には言わなければならないと思っています。

それと私をこれまで5期20年間ね、あの支援してくれた、支えてくれた後援会の方々もいらっしゃいますので、この人たちのご意見をお聞かせいただかなければならないというふうに思っています。

ただ、私自身は決めてますけども、決めてますけれども、そうした皆さん方のご意見もいただかなければ明確な言い方はできないのかなというふうに、あの思います。

いずれにしても、年明けて私の集まりもいろいろありますので、その辺の時期には明確に申し上げたいと、このように思います。

○岩藤議長 7番。

○7番 嘉藤議員〔一般質問席〕 明確には年明けということでお聞きをいたしました。先程来いろいろまちづくりは1人でできないと、町長の思いもたくさんあったとは思いますが、また町民と一緒に町民と一番話をしてやってきたこのまちづくりだったのかなというふうに考えております。

まあまだ残された期間もありますし、次もということもあろうかと思っておりますけども、残された任期を全うしていただきたいというふうに申し上げて私の質問を終わります。

○岩藤議長 これで一般質問を終わります。

◎日程第 3 議案第 6 2 号 置戸町附属機関設置条例の制定についてから

◎日程第 1 8 議案第 7 7 号 工事請負変更契約の締結についてまで

————— 1 0 件 一括議題 —————

○岩藤議長 日程第 3 議案第 6 2 号 置戸町附属機関設置条例の制定についてから日程第 1 8 議案第 7 7 号 工事請負変更契約の締結についてまでの 1 6 件を一括議題とし、これから質疑を行います。
〈議案第 6 2 号 置戸町附属機関設置条例の制定について〉

○岩藤議長 まず、議案第 6 2 号 置戸町附属機関設置条例の制定について。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第 6 3 号 置戸町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 議案第 6 3 号 置戸町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第 6 4 号 置戸町情報公開条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 議案第 6 4 号 置戸町情報公開条例の一部を改正する条例。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第 6 5 号 置戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 議案第 6 5 号 置戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第 6 6 号 置戸町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 議案第 6 6 号 置戸町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第 6 7 号 置戸町特定優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 議案第 6 7 号 置戸町特定優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第68号 置戸町交通安全指導員設置条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 議案第68号 置戸町交通安全指導員設置条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第69号 置戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について〉

○岩藤議長 議案第69号 置戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について。

質疑はありませんか。

1番 石井議員。

○1番 石井議員 ちょっと確認なんですけれども、この条例に関わる対象者人数は67名、現在のところですね。その内訳として、フルタイムの方とパートタイムの方の内訳が分かれば教えていただきたいと思います。

○岩藤議長 総務課長。

○深川総務課長 ちょっとお時間いただけますか。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

○岩藤議長 なければ、総務課長。

○深川総務課長 先程の質問でございますけども、臨時職員につきましては、説明の時に67名、移行職員、それから今の現在の臨時職員合わせまして67名。そのうちフルタイムは現在の数字では8名を想定しております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

7番 嘉藤議員。

○7番 嘉藤議員 今、石井議員の質問の後にですね、フルタイム8名というお話でありましたけども、何回か議員協議会などを通じて説明がありますけども、公民館主事さんの立場って、もう1回どのようになるかお知らせください。

○岩藤議長 総務課長。

○深川総務課長 公民館主事さんは、各地区館にそれぞれ1名ずつ、3名配置しておりますが、従来、非常勤特別職ということで、月額報酬を定めた中でのお支払いをしていたんですが、労働性が高いということで、今回、会計年度職員の方に移行します。ただし、勤務時間が従来から7時間ということで、正職員を下回っておりますので、パートタイムの会計年度任用職員という位置付けになります。

○岩藤議長 7番 嘉藤議員。

○7番 嘉藤議員 主事さんの7時間ということで、パート職員ということになるというように今お聞きをしましたけれども、私は見ている限り結構な勤務時間になっているのかなって感じもしますし、そのことについて本人たちとのお話し合いというか、その辺があったのか、ないかをお聞きします。

○岩藤議長 総務課長。

○深川総務課長 パートタイムということは区別でありまして、働いてないと、それから労働時間を減らすということではございません。今回、労働制がある職員につきましては、会計年度任用職員に明確に勤務条件を示しなさいということでございますので、労働時間7時間を超えるような労働に対しましてはですね、超過勤務手当の支給等も図っていかねばならないというふうに考えております。

○岩藤議長 7番 嘉藤議員。

○7番 嘉藤議員 本人達とお話合いと言いますか、その辺についてはいかがですか。

○岩藤議長 総務課長。

○深川総務課長 直接ですね、まだ議案が可決していない中で進めることではないということで、本議会が終わりましたら早々にですね、お話合いを持っていきたいと思っております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第70号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例〉

○岩藤議長 議案第70号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第71号 置戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 議案第71号 置戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第72号 オホーツク町村公平委員会規約の変更について〉

○岩藤議長 議案第72号 オホーツク町村公平委員会規約の変更について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第73号 令和元年度置戸町一般会計補正予算(第6号)〉

○岩藤議長 議案第73号 令和元年度置戸町一般会計補正予算(第6号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第6号)の6ページ、7ページ歳出から進めます。

3. 歳出。2款総務費、1項総務管理費、3款民生費、1項社会福祉費、2項児童福祉費。

質疑はありませんか。

7番 嘉藤議員。

○7番 嘉藤議員 地域公共交通対策に要する経費というところで、今回、597万6,000円を北見バスに支払うというような話でありましたけど、その内訳もう一度お知らせいただきたいと思いません。

○岩藤議長 まちづくり推進室長。

○坂森まちづくり推進室長 説明でも申し上げましたけれども、路線の関係の内訳、もう一度明らかにしたいと思えます。それでは、まずなんですが、北見・勝山温泉線が135万7,000円。続きまして、北見・置戸線が22万8,000円。そして、北見・陸別線が439万1,000円の不足になりまして、合計が597万6,000円となりました。

○岩藤議長 7番 嘉藤議員。

○7番 嘉藤議員 大変大きな数字というふうに考えております。毎年こういう数字、これからまだまだ利用率が減ってですね、高額な費用と言いますか、出てくるのかなとは思いますが、公共交通機関としてどうしても残さなきゃならん部分あるいは町として、今、地域循環バス等始めていて、重なりはしないということやってはおりますけども、二重になったり大変苦勞する場面が出てくるのかなという心配をしておりますけど、その辺はいかがでしょうか。

○岩藤議長 まちづくり推進室長。

○坂森まちづくり推進室長 実は、この生活交道路線維持対策事業費、いわゆる北見バスさんに出す補助金でございますけれども、実は、10年前、平成21年頃でしょうか、実は補助金額0円でした。ところが、それ以降なんですけれども、徐々に金額が上がっていきまして、今現在は右肩上がり上がっている状況でございます。

この内容につきましてなんですが、いわゆる北見・置戸線、緑清園前に停留所があって折り返すんですけども、実はこの便は非常に利用されている率が高く、赤字の額もすごく少なく推移してきている状況でございます。残念ながら最近の傾向にありますと、北見・勝山温泉線が若干ですけども上がっている傾向にございますが、やはり大きくその赤字額が増えているのが、北見・陸別線でございます。北見バスさんとの、いわゆるこの補助金額の内容につきましてディスカッションさせていただくんですけども、やはり、高校生がやはりこちらの方に乗っていただくとなれば、訓子府高校ですとか、その高校生の通学者が減っていることが非常に大きい要因でもあるということございまして。先程、町長のお話の中にもありましたけれども、やはりふるさと銀河線しかり、鉄道しかりですけども、高校生の通学が主だったというところもございまして、やはりこの北見バス、その通学生が少なくなってくることによりまして、かなり大きな影響があるだろうと思っております。

今後につきましては、私どもと、これは1市3町で路線守ってますけども、その担当も定期的に今集まって話をさせていただいております。それで、こういった状況の中で、例えば、利用しやすい便の時刻ですとか、いわゆるそういった中身についても議論をしていくことになっておりますので、今後も引き続き路線の維持に向けた対策を取りたいと考えております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

8ページ、9ページ。

4款衛生費、1項保健衛生費。6款農林水産業費、1項農業費、2項林業費。8款土木費、2項道路橋梁費。

質疑はありませんか。

4番 佐藤議員。

○4番 佐藤議員 中程の畜産業費の中で、TMRセンターの利用機械の補助事業の補助金ということで掲載されているんですが、これに関連してお聞きしたいと思うんですが、過日ですね、上置戸フィードサービスは、11月27日だと思うんですが、開業式を終えてですね、今もう既に稼働されているんですが、このパンフレットの中でですね、さすがにというか総事業費が4億6,000万円という大きな事業費です。その中で補助対象外が2億円程あると。対象内が2億5,000万円ということで、対象外については全く資金を借りて、政府の資金を借りて自らそれを返していくという、そういう仕組みになっているようですが、対象内の補助対象がですね、2億5,000万円のうち、補助金が1億1,200万円ということでした。約44.2%の補助率なんですが、補助対象外が2億円ということで非常に大きな対象外の事業費になっているということですが、これについてですね、今後、国の方で何らかの対応というか、対策というか、そういうことが考えられているのかどうか一つお聞きしたい訳です。

今、日米貿易交渉が協定が結ばれて1月1日から、それが動き出すということになるんですが、政府も補正予算を組んでですね、北海道、特に農業に対してですね、畜産ですか、それについては非常に影響が大きいということで、補正予算で対策を考えるということなんですが、その中で、これ立ち上げた上置戸フィードセンターのさらなる国の上置き補助というのかな、そういったことが考えられるのかどうか。あるいは補助残についてですね、何らかの国の動きがあるのか、ないのか、その辺分かる範囲で結構なんですが教えてほしいと思います。

○岩藤議長 産業振興課長。

○葦島産業振興課長 今、上置戸フィードサービスの事業全体の収支補助金等の計画に対するご質問かと思えます。今現在ですね、上置戸フィードサービスにつきましては、議員もご承知のとおり、バンカーサイロ、これにつきましては、畜産酪農収益力強化整備等特別対策事業ということで、バンカーサイロにかかる経費の2分の1助成ということで、残りの舗装整備ですとか、管理等については補助メニューとしては、今のところございません。従って、単独事業ということになるかと思えます。

また、今回お願いしましたダンプトラックですか、これにつきましても、補助メニューはなかったんですけども、北海道の地域づくり総合交付金ということで乗れましたので、こちらの方でまずは、これも2分の1ですけども手当をします。その他にですね、これからまだ内示もきてないのではっきりは言えないですけども、中に導入する機械、TMRミキサー車ですとかトラクター、ホイールローダー等につきましては、現在、手を挙げている状況ということで、これについては、いつになるか分からないんですけども、内示がくる予定ということになってですね、それ以上、今、国の補正予算等いろいろ新聞紙上出ているんですけども、その中での対象メニューの拡大というのは、今のところ考えられないなというふうに考えています。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

10ページ、11ページ。

9款消防費、10款教育費、5項保険体育費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入に進みます。

4ページ、5ページ

2. 歳入。9款地方交付税。13款国庫支出金、1項国庫負担金、3項委託金。14款道支出金、1項道負担金、2項道補助金。20款町債。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、議案へお戻り願います。

第2条 地方債の補正。

第2条 地方債の補正は、議案の3ページ、第2表 地方債補正をお開きください。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第74号 令和元年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)〉

○岩藤議長 議案第74号 令和元年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)。

第1条 歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第3号)、3ページ、4ページ。

2. 歳出。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、2項介護予防サービス等諸費、4項高額介護サービス等費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

5ページ、6ページ。

6項特定入所者介護サービス等費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳出全体を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第75号 令和元年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第4号)〉

○岩藤議長 議案第75号 令和元年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第4号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第4号)、4ページ、5ページ、下段の歳出か

ら進めます。

3. 歳出、1款総務費、1項総務管理費、2款水道費、1項水道事業費。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、上段の歳入に進みます。

2. 歳入。3款繰入金、1項他会計繰入金。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第76号 工事請負変更契約の締結について〉

○岩藤議長 議案第76号 工事請負変更契約の締結について。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第77号 工事請負変更契約の締結について〉

○岩藤議長 議案第77号 工事請負変更契約の締結について。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、しばらく休憩します。午後2時45分から再開いたします。

休憩	14時27分
再開	14時45分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に、議案第69号の説明について訂正がありますので発言を許可します。
総務課長。

○深川総務課長 先程、石井議員の方から質問がございました、フルタイム職員は何名ですかというお話で、純増の8名というのは純増の数字でありまして、予定しておりますのは12名。現在、4名おりますので12名になります。その他に1年未満の時間だけを言えば、フルタイム、期間任用のフルタイムというのが5名いる予定で準備を進めております。

○岩藤議長 ただいまの発言に対し、質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 それでは、議案第62号から議案第77号までの16件を通して質疑漏れはありませんか。
6番 高谷議員。

○6番 高谷議員 一般会計補正予算の中の地域公共交通対策に要する経費ということで、この部分に

については、置戸分が597万6,000円ということで、前年対比でも70万円ぐらい上がっているんですが、その1市3町と言われるところで、この負担の配分というのは、町村ごとに割当が違っているのか。それとも均等に負担をしているのか、その辺について教えていただきたいのですが。

○岩藤議長 まちづくり推進室長。

○坂森まちづくり推進室長 それぞれのですね、実は、3路線ございますけれども、例えば、北見・勝山温泉線でございますと、負担している自治体としましては、北見市、訓子府町、置戸町の1市2町。北見・置戸線につきましても走っているのは、北見市と訓子府町と本町の1市2町で、陸別と北見線はもちろんのごとくですが、北見市と3町、陸別町と3町で負担をしている状況でございますが、もちろんいろいろと配分率の基礎ですとか配分率がございまして、例えば、それが人口割ですとか、均等割ですとか、キロ数で割ったりとかってということで各自治体差がついております。それぞれの、例えば、均等割はもちろん、3で割れば0.3になりますし、キロで言いますと、本町は、例えば、北見・勝山線で言いますと、例えば、本町で言いますと、18.7キロ。いわゆる実際の走行の按分で配分率を出しております。それから、またもちろん人口の増減によりまして配分率がございまして、やはり北見市さんが一番多く負担をしていただく状況でございます。具体的になんですけども、他の自治体様の数字でございまして言及いたしませんけれども、そういった形で、均等割、キロ程割、人口割の比率を持って配分がそれぞれなされるということでございます。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第62号 置戸町附属機関設置条例の制定についてから議案第77号 工事請負変更契約の締結についてまでの16件について一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第62号 置戸町附属機関設置条例の制定についてから議案第77号 工事請負変更契約の締結についてまでの16件を採決します。

議案の順序で行います。

まず、議案第62号 置戸町附属機関設置条例の制定についてから議案第68号 置戸町交通安全指導員設置条例の一部を改正する条例までの7件を一括して採決します。

議案第62号から議案第68号までの7件については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第62号 置戸町附属機関設置条例の制定についてから議案第68号 置戸町交通安全指導員設置条例の一部を改正する条例までの7件については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号 置戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についての

採決を行います。

議案第69号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第69号 置戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の採決を行います。

議案第70号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第70号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号 置戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第71号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第71号 置戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号 オホーツク町村公平委員会規約の変更についての採決を行います。

議案第72号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第72号 オホーツク町村公平委員会規約の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号 令和元年度置戸町一般会計補正予算(第6号)から議案第75号 令和元年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第4号)までの3件を一括して採決します。

議案第73号から議案第75号までの3件については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、案第73号 令和元年度置戸町一般会計補正予算(第6号)から議案第75号 令和元年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第4号)までの3件については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号 工事請負変更契約の締結についての採決を行います。

議案第76号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第76号 工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号 工事請負変更契約の締結についての採決を行います。

議案第77号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第77号 工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

○岩藤議長 お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

したがって、置戸町議会会議規則第6条の規定によって本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会宣言

○岩藤議長 これで本日の会議を閉じます。

令和元年第8回置戸町議会定例会を閉会します。

閉会 14時56分